

参議院内閣委員会會議録第二十五号

(三〇一)

昭和三十一年四月十日(火曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
植竹 春彦君
木村篤太郎君
吉米地義三君
中山 壽彦君
吉田 法晴君
高瀬莊太郎君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

國務大臣

國務大臣 船田 中君

政府委員

防衛庁次長 増原 恵吉君
防衛庁長 門叶 宗雄君
官房長 林 一夫君

防衛庁防衛局長

防衛庁教育局長 都村新次郎君

防衛庁人事局長 加藤 陽三君

防衛庁経理局長 北島 武雄君

防衛庁装備局長 久保 龜夫君

大蔵政務次官 山手 満男君

農林政務次官 大石 武一君

通商産業政務次官 川野 芳満君

事務局長 常任委員 杉田正三郎君

専門員 会専門員

説明員

大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長

本日の會議に付した案件

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(川野芳満君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

改正の内容は、第一に、特許庁の長官官房を廃止し、審査第三部及び審査第四部を増設することであり、特許庁の現在の内部機構といたしましては、長官官房のほかは総務部、審査第一部、審査第二部及び審判部の四部があり、審査第二部が発明及び実用新案に関する審査を担当しておりますが、最近における発明及び実用新案の出願

件数は著しい増加をみ、昭和二十五年の約四万一千件が昭和三十年において約九万五千件と二倍以上に達し、また出願の内容も、技術の進歩を反映して次第に高度化してまいりましたので、その審査事務も著しく増大し、審査の困難さを加えつつある現状であります。このような状態におきまして審査事務を適切かつ能率的に処理するために、逐年人員を増強し、職員研修を実施し、審査資料を整備する等の措置を講じて参つたのでありますが、何分にも処理事務及び統轄人員が増加し、また関係技術分野が拡大されたため、一人の部長でこれを統轄処理することはきわめて困難となつてまいりました。従いまして、ここに長官官房を廃止して機構の簡素化をはかるとともに、審査事務を担当する審査第三部および審査第四部を増設し、事務処理の適切を期することいたしました。

次に改正の第二点といたしまして、従来丸亀市に置かれていた四国通商産業局の位置を、他の行政機関との連絡その他立地条件等を考慮し、高松市に変更することいたしました。

改正の第三点といたしましては、最近における絹織物の検査数量の増大と、技術指導の必要性にかんがみ、横浜織製品検査所川俣支所を本所に昇格することいたしました。

以上三点のほか、工業用水道に関する規定を設ける等、所掌事務及び権限に関する規定について若干整備を行うこととしたしました。

以上が本法案の概要でありまして、何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さより決定いたします。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) じゃ速記を始めて下さい。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(大石武一君) ただいま上程せられました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農山漁家の経営を安定せしめることを主眼として農林水産行政を推進して参ります上におきまして、従来の施策の外、特に昭和三十一年度から新たな施策として実施して参りたいと考えておりますことは、農林水産業の技術水準の高度化に資するための試験研究の効率的な運営をはかること、自主的な振興をはかるための農山漁村の総合的な振興をはかるための対策を講ずることであり、このような施策を強力に推進して参りますには、これら行政事務を遂行いたします農林省の関係部局をそれに即応するように改めることが必要でありますので、これらの点を中心として農林省設置法の一部を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

まず第一に農林水産技術會議の設置であります。農林水産業の生産性の向上が技術水準の高度化を基礎とするとは、いうまでもありませんが、最近の科学技術の進展に伴い、農林水産業における試験研究もまた、重要性を増すとともに、複雑多岐にわたつておりまして、試験研究の各部門の間において共通の問題が少くない反面、各部門の試験研究相互の関連を顧慮することなく試験研究を実施することは、多くの重複や非効率の欠陥を免れません。従つて、これらの欠陥を是正し、試験研究の効率的な運営を確保するために、農林本省の附屬機關として農林水産技術會議を設置することとしたしたのであります。農林水産技術會議は、大所高所に立つて農林畜水産業及び農山漁家の生活にかかると試験研究の基本的な計画を企画立案し、この方針に基づいて、各試験研究機關の行つ試験研究に関する事務の総合調整及び指導等を行うこととしておりますが、この會議の任務が農林水産業全体にわたつて、かつ、高度の識見を必要としますので、会長及び委員六人をもつて組織し、その運営に遺憾のないようにしておる次第であります。

第二は、振興局の設置であります。

経営規模の零細なわが国の農林漁業にとつては、個々の農山漁民の力だけでは、その発展におのずから限界があることにかんがみまして、一つの経済地域において農山漁民の自主的な総意に基く活動が緊要であると考えますので、耕種、畜産、養蚕、林産及び水産を含め、適地適産の推進に重点を置いて、農山漁村の総合的な振興をはかるため、新農山漁村建設総合対策を講ずることとしたしました。この事業を強力に推進いたしますために、これに關する事務と現在農業改良局が所掌しております農業経営の改善、農業生産の増進、改善の事務等とをあわせまして、新たに振興局を設置し、農業改良局を廃止することとした次第であります。なお、農村振興の一環であります農業移民及び農業用小水力発電の助成の事務もこの振興局で所掌することにしたしております。

第三に、主として振興局の設置に伴いまして、本省の内部部局相互間の事務調整を行なっております。すなわち、先に述べました農山漁村振興の事務を大臣官房から、農業移民の事務を農地局から、小水力発電の助成の事務を農林経済局から、それぞれ振興局へ移す外、農林水産業に關する災害対策の連絡調整の事務等を大臣官房から農林経済局へ移すとともに、農地局の事務として国営の開墾建設工事または土地改良事業に伴い必要を生じた工事等を委託を受けて行うことができることを明確にする外、畜産局、蚕糸局等の所掌事務についても必要な改正をはかつております。

第四は、その他の付属機関の設置であります。その一は、輸出品検査所の能率的な運営をはかるため、現在の支所の一部を本所に昇格し、東京の外、小樽、静岡、神戸及び門司に輸出品検査所を設置することとしたしました。

その二は、畜産局において従来から動物専用の医薬品の検査を行なっておりましたが、この検査を行う機関として新たに動物医薬品検査所を設けることとしたしました。その三は、営林局及び営林署の職員診療を行なう機関として病院及び診療所が設けられておりましたのを営林局の付属機関として設置法上明確にいたしました。その四は、審議会の設置であります。積雪寒冷地帯振興対策審議会は総理府から農林省に移管されたものであり、農山漁村振興対策中央審議会は先に申し上げました新農山漁村建設事業の重要事項を審議するものであり、農林漁業用固定資産評価審議会及び農業観測審議会は、統計的調査における固定資産の評価、あるいは農業観測事業についての審議機関として従来から置かれておりましたものを今回制度化したものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(山手瀧男君) ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、主として次の四点につき改正いたしました。第一は、健康保険法の改正に伴うもの、第二は、国家公務員共済組合審議会の設置に關するもの、第三は、共済組合の年金制度を合理化しようとするもの、第四は、船員保険と共済組合との給付を調整するためのものであります。

第一の健康保険法の改正に伴う措置といたしましては、まず療養の給付についての一部負担制の採用であります。御承知の通り国家公務員共済組合の療養の給付は、健康保険事業を代行するものであります。現在、両者と療養を受ける場合には初診料を組合員が負担することとなっております。しかしながら今回の健康保険法の改正によりまして、被保険者は、初診料のほか、再診料、入院料等についてもその一部を負担することとなっております。そので、共済組合員につきましてもこれと同様の負担を行ふこととしたしました。

共済組合が健康保険の改正に同調いたしましたおもな理由は、共済組合が健康保険の代行制度であり、かつ、組合管掌健康保険にもこの一部負担制が適用されること、共済組合のみに特例

を開くと保険医や支払基金等の手数を煩雑ならしめること等でありました。ただし、共済組合におきましては組合管掌健康保険と同様、一部負担金の払戻の規定を設けることとしたしました。

このほか、保険医療機関等に關する規定、不正受給者等に關する規定等につきましてもそれぞれ健康保険法の改正に準じて整備いたしました。

次に、国家公務員共済組合審議会の設置について申し上げます。審議会は、昨年十一月十一日の閣議決定に基いて、大蔵大臣の諮問機関として大蔵省に設けられたものであります。が、今回、これを法定しようとするものであります。審議会は、共済組合に關する基本的施策及び組合に關する重要事項を調査審議するために、大蔵省の附屬機関として設置するものであります。委員の数は十三人以内としたしました。

第三に、共済組合年金制度の合理化について申し上げます。現行法では、組合員であった期間が二十年未満で退職した者が再び組合員となった場合には、組合員であった前後の期間は合算されないこととなっており、この前後の期間を合算すれば年金受給の資格を得られる場合には、これらの期間を合算することとしたしました。また、廃疾年金を受けている者の廃疾の程度が軽減した場合にその年金額を引き下げ、また五年以内にその廃疾の程度が進行した場合は逆に年金額を引き上げる等の措置を行うこととしたしました。その他、退職年金の若年停止を受けている者が廃疾者となったときは、これを解除して退職年

金を支給するなど年金関係の規定を整備いたしました。

第四に、船員保険と共済組合との給付の調整について申し上げます。船員保険の被保険者であり同時に共済組合の組合員である者についての組合の行ふ給付につきましても現在共済組合法による給付と船員保険法による給付とのいずれか有利な給付を共済組合で支給することとしておりますが、客観的にいずれが有利であるかを判定するのが非常に困難でありますので、今後は、原則として共済組合法による給付を支給することとし、ただ本人が船員保険法による給付を選択した場合に、これを支給することとしたしました。

以上、主な改正点について申し上げますが、このほか防衛庁、調達庁等の組合代表者をそれぞれ防衛庁長官、調達庁長官等に改めるなど必要な規定の整備をはかつております。なにとぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取にとどめておきたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対して御質疑のおありの方は御質疑を願います。
○吉田法晴君 前回の場合に千葉君から御質問がありまして、従来二等旅費

といふのが、私は民主的な公務員制度の建前じゃないかと思うのですが、その点は、従来の建前、説明と、それから六級職、七級職との間に線を引かれるといふのについては、これは矛盾するものがあるいはしないかと思うのですが、あるいは役がつかなくても、六級職、七級職、それぞれの、何と申しますか、能力と地位に従つて上つていくといふのが、今の公務員制度の建前じゃないかと思うのです。で、旅費規程ということではあるけれども、これは給与規程で既得権が奪われるということとありますが、今の公務員制度の中に、階級制度と申しますか、あるいは身分的な要素を持ち込むような觀念といふものが、旅費規程ということではあるけれども、あるところに、私どもも問題にするところがあるのです。その問題はどうかですか。

○説明員(岸本晋君) 給与の面におきまして、こうした現在の十五級の区分がございますが、それで一般の官庁における職制との関係から申し上げま

すと、大体中央官庁であれば八級、地方官庁であれば七級、そのへんが係長になる、もちろん七級、八級、九級で係長にならない方もおられますが、しかし係長にならなくてもその点は係長と同じような給与の待遇を受けておられる。大多数の方は大体七、八級でそういう役につくという事になっております。そのへんを一つの目安にしてこの差をつけた、この等級の線を引いたわけですが、これは何と申しますか、身分制の復活というか、そういう意味では毛頭ございません。給与の面でもやはり同じような役付きになります。役付きのところをここで切つておきます。そのへんを参考にいたして旅費の上でも切つたというだけでございませう。

○吉田法晴君 役付きになる、ならぬという事は、これは人についているのじゃなくて仕事についている問題だろと思うのですが、それを人についているように、役付きになったから旅費が二等になる、こういう考え方は、それは身分じやないとおっしゃるけれども、役なら役というものが仕事についていて、一人々々の公務員というものとそれから給与、これは勤続年数、経験等もありましよう。あるいは技術という点もありましよう。それでつけて参りますが、しかしそこで七級、八級職で役につく、役についたから、だから二等の運賃だ、こういう点が、あなたはそのじやないとおっしゃるけれども、この仕事についている格が、役というものが人間についてくるという格好になるじやないですか、実際問題として。そういう点が、私は民主的な公務員制度の点から言うと、やはり一

つのランクを設けるということになると思うのです。しかも六級ないし四級という間の、従来もらつておつたものを取り上げると言へば、これはやはり一つの既得権——それは金額はわずかなものかも知れませんが、これでどれくらい違ふのか知りませんけれども、たつたそれだけのもので、これはこれらの人にとつては、あなたは先ほど身分ではないとおっしゃるけれども、やはりそういうものの、弱くても、たとえ小さくても、そういう要素を作るといふことは、これはやはり問題だと私は思うのですが、金の面からだけ言へば幾らでもとにかく削る方がいかもしませんが、大蔵省の立場からするならば、しかし公務員制度の全体の立場からするならば、私はやはりここに退歩的な要素があると思うのですが、どうですか、その点。

○説明員(岸本晋吾) これは旅費の等級区分のきめ方は、やはり私どもは身分的なきめ方とは考えてはいないのございまして、こうしたたとえば七級以上の職務を担当するにふさわしい標準的な旅費はどういうものであろうかという点で考えたわけで、身分について——もちろん受けるのは個人でございますから、そういう点から言へば身分とも申せましようが、やはりそうした担当した職務にふさわしい旅費、こういう意味で定めていくわけでございませう。六級以下の下級職員は二等を三等に下げた、これは残酷だといふお話をございしますが、この点は十一級以上につきましても、従来一等の路線ならば一等がもたらしたわけでございませう。これもやはり二等に下げた、内閣総理大臣でも現実に一等にお乗りにならない

い場合には二等運賃でがまんしていただく、こういう措置も反面とつておるわけでございませう。できるだけそういうふうに実情に合致するようにきめていった、こういうこととございませう。

○吉田法晴君 内閣総理大臣が一等の運賃がもたらしたものを二等の運賃にしたとおっしゃるけれども、それは規定にもありますように、条文にもありますようにそれは一等を利用するときは二等と、こういうことなんで、一等のない汽車に乗つたら二等運賃を払うというだけだ。一等の汽車のついていない東海道線に乗つたら一等でしよ。理由にはなりません。内閣総理大臣なら内閣総理大臣が、あるいは各省大臣、あるいはその他の十一級なり十五級の者が実際に一等に乗つて、それが二等の運賃しかもらえない、そういう事実があるならば、今の説明は通るかも知れませんが、それはさうじやないでしよ。だから、その点から言へば、その既得権なら既得権を奪われるというか、一等に乗つておつたのに二等の運賃しかもらえない、こういうことが起つてきまう。実際には起らないでしよ。

○説明員(岸本晋吾) 内閣総理大臣のところをちよつと私、説明が不十分だったと思ひますが、今までは、内閣総理大臣と、十一級以上は全部さうであります、一等の運行している路線で旅行するといふ場合には、現実に一等に乗らうが乗るまいが一等の旅費を支給しておりました。今度はさういふ建前をやめまして、十四級職までは全部二等——一等の路線のところでは旅行しても二等、十五級以上のところは、一等の路線がある鉄道を旅行いたして

も原則としてやはりこれは二等、現実に一等で旅行した場合に初めて一等の旅費が出るのでありますが、一等があつても二等しか乗らないときは二等のものしか出さない、その点が従来の建前と変つていくわけでありませう。

○吉田法晴君 二等に乗つた場合には、一等に乗らなかつたら二等の運賃しか出さぬ、それはわかりませう。わかりませうけれども、ごくまれな場合に、一等のある路線について一等に乗らなかつた限り、これは実際問題として論理的に言えるでしよ。論理的に言えるでしよが、実際、内閣総理大臣が東海道線に乗り、さうして皆二等に乗るかといへば乗らないでしよ。その辺になると、切符なんかでも自分自身じゃ買わないでしよ。それから一等の路線のあるところを二等に乗るといふような例も少いでしよ。かりに総理大臣でなくして、ほかの人で二等に乗つて二等の運賃しかもらわなかつた、さういふような場合がまれにはあつたとしても、晴天の星のごとくあつたとしても、それが給与の点で大臣にとつて問題になるよりなことはほとんどないでしよ。問題は一番下のところですよ。何といつても、仕事でしよつちや旅行いたします下の方の方連中だと思ひますが、それが、今までは二等をもらえたが、これからは三等しかもらえない、これは何とつても旅費の点からいふ減収だと思ひます。これをあなた、目当その他がふえたのだから、それでカバーできるといふお話ですが、しかし、従来実際に出て行つたら、汽車に乗り、あるいは日当、宿泊料といふものの変化があるかもしれませうが、今までは赤字が出ていたのが実情です。たとえば国会です。国会でも、東京都内にいる人たちを参考人に呼ぶ場合には何とかなつたけれども、しかし京都なり大阪なりから参考人を呼んだら赤字が出て、私ども呼ばなかつたのが実情であります。だから、何とかこれは事務当局でやりくりをしなければならぬような実情であります。その下の方では、なるほど計算の上では運賃のこの減を日当その他でカバーすると言われるけれども、しかし、今までの実際と、それから今後考へるならば、減収であることには間違いない。しかもその減収がカバーできない減収だらうと私は思ひます。金額にしてわずかなもの、これをさういふ既得権を取り上げなくても私はいいと思ひます。ことに金によつて失うものは相当大きいものがあろうと私は思ひます。金額はどのくらいですか、下げたことによつて浮く金は。

○説明員(岸本晋吾) 六級以下のところの二等運賃を三等に下げることによつて一体どれだけ運賃が減るかといふこととございませうが、これはいろいろ出張の距離によつて違ひまして、近距離出張の場合でございませうと、それは非常にわずかでございませうし、逆に遠距離出張の場合にはその差が大きくなるかと思ひます、二等運賃と三等運賃の差でございませうから。しかし現実に六級以下のところは三等に乗つていた。三等に乗ればその三等の実費で済むわけでございます。特に二等を支給するまでもない。そのかわり日当宿泊料は、最近の一般の料金に比べて今までは低かつたから、その面はやはり別途に実情に合致するように改訂する。総体といたしまして、一般

人としてがまんしていただける程度の実賃は、交通費の上においても、日当宿泊料の上においても支給できる、こういう意味で改訂したわけでございます。今までから減収になり、かわいそうだという面は、これはその実際に三等に乗っておられて、それで二等料金が給与に回っていた、その差が、こういう前提に立てば、そういうものもあるいは起るかと存じますが、旅費の問題は給与と切り離しまして、あくまでも実賃弁償であると私も考えております。運賃につきましても、日当宿泊料につきましても、標準的な実賃に近いものに改めるというのが今回の改訂の主眼点でございます。

○吉田法晴君 四級から六級職の二等運賃を三等に切り下げることによってどれだけの差があるかというところ、それはわからぬ、それは距離によつて違ふ。今までの実績から考へて、これは大蔵省として、全部の国家公務員について、予算と申しますか、あるいは決算なり実情を見て案を立てておられるでしょう。それもわけがわからない。それから旅賃はこれは実賃弁償である。それは給与の一部ではない。それなら、あなたが例にとられた民間の一流程度のところで、あるいは一流でも二流でもいいですが、多くのところで旅賃が実賃弁償しておるかというところ、それはありません。もし民間の方でそういう旅賃というものが実賃弁償以上のものであるならば、国家公務員についても旅賃規程を実賃弁償以上にされませんか。

○説明員(岸本晋君) 日当宿泊料につきましては民間並みというのを必ずしも……もちろん民間がどういふものが出ているか、あるいは一般の旅館の宿泊料金はどうかという実情はわれわれ調査いたしております。これが基準になることは間違いないが、また同時に、国家公務員につきましましては、別途にいろいろ要素もございます。たとえば保養所、宿泊所等を共済組合で経営いたしております。この点、現業官庁ではそうした施設を持っておるところもございまして、そうしたところで料金が比較的安く上る、そうしたいろいろな事情を総合いたしまして、妥当と思われる線を出したのでござい

ます。

○吉田法晴君 どれ一つとつてみてもとにかく納得のいく理由が出てこない。この総額の旅賃の面からやるのかというところ、そうでもない。それから、じゃ民間の実情を参照して云々というなら、それじゃ民間の方が実賃弁償以上でやるなら実賃弁償以上にやるのかというところ、それはそうでもない。それから今、保養所なり何なりを使うことができると言われますけれども、それは先ほどこの前のときに御説明がありましたように、全国にあるわけじゃないのです。それは十大都市というのか、大きい都市にあるというお話です。しかも、じゃ出張はそれぞれの用途、使命を持っていくでしょうが、その要件、使命を持っていった出張所で、十大都市なら十大都市にしても、それはなるべく保養所に泊った方がいいでしょう。泊った方がいいでしょうけれども、全部保養所なり何なりに泊められるか、それは泊められないでしょう。そうしたら、そういうプロパビリテイも入れて、その宿泊料その他というものの計算しなきゃならぬ。今のぜ

いたくならない程度においても、普通とにかく旅館に泊るならばこの程度のものは要するだろうというものを、保養所も若干入るかもしれないけれども、おそらく利用率なら利用率というものは一〇〇%でしょう。そういうものがあるからということに要するに言われておりますけれども、保養所の利用率がどの程度であるから、きめる場合に何%と踏んでどういふふうにきめた、こういう資料があるのですか。

○説明員(岸本晋君) 日当宿泊料は現行額にして三割引き上げとなっております。この三割を求めました基準は、現行の旅賃定額がきまつたのは昭和二十六年でございます。その後におきまして民間の宿泊料金の値上りが約三割でございます。それを基準にして三割にいたしましたわけでございます。これに對しまして、民間の大会社の日当宿泊料が上つたからその通りきめたじゃないか、こういうお説がございました。それに対しては、民間大会社に比較いたしましたら、公務員には、先ほど申し上げました保養所、宿泊所というものが相当完備いたしております。そうした面を考慮して大体宿泊料金の値上り相当分だけを今回引き上げたわけでございます。

だ、それから、そういう点についての民間がどうなっているからということ云々というのじゃない。民間の会社の旅賃日当がそうなっているから云々じゃない。そうすると旅賃宿泊料の点については参考したわけじゃない。ただ二等運賃をもらつておつたものうち四級から六級までの間を三等なら三等にした、それだけに民間の不十分な資料が使われた。千葉君じゃありませんけれども、引き下げるべき合理的理由はどこにもないじゃないですか。もう少し数字に従つて議論をしたいと思います。これは何と申しますか、先ほど大蔵省から大蔵省で資料を持ってきたものを、もつて説明したい、こういうことですか。私も、委員長は十二時頃まで質問を続けるようにというお話でしたけれども、そう、大した時間はかからぬと思ひますから、次の機会に資料をそろへまして若干の質疑をいたしたいと思ひます。

○島村軍次君 旅賃の規定の改正によつて日当、宿泊が三割上つた。鉄道運賃等は二等を三等にされた。それらによつて総額を通じて大よそどのくらいの額が増額されたか、それから全体の公務員の、今回改正をされて適用する公務員の旅賃総額は予算の上でどのくらいになつておりますか。なかなかむずかしいかもしれませんが、給与課ではお調べになつておるだろうと思ひますから……。つまり全体の旅賃の予算総額はどうか。それに対して増額が差し引きして何割になつて、そして増額分がどのくらいか。それからこれはもちろん予算は前年と大した増額は……予算の上では増額されたかどうか、前回でお聞きになつたかもしれま

せんが、その点を承わつておきたいと思ひます。

○説明員(岸本晋君) 国家公務員に對します旅賃予算額でございますが、昭和三十一年度の予算におきましては、一般会計が百九億八千七百万円、特別会計が三十四億四千五百万円、合計百四十四億三千二百百万円でございます。この旅賃法の改正によりまして、この数字がどう変わるかということでございます。今度の三十一年度予算におきましては、実はこの旅賃法の改正案を前提とした予算は組んでないでございます。予算が決定いたしまして、本年度になりまして、各省庁からの御要望がございまして、日当宿泊料がどうしても足りないから何とかしたい、必要な検査監督の日当旅賃に差しつかえるということでございます。いろいろ見ましたところ、やはり民間の日当宿泊料金も三割ほど上つておりますので、この点を直そう、と同時に、運賃の方も若干考え直そうということ、今回の改正案を提案いたしましたわけでございます。

従ひまして、この旅賃予算の中には一応入つておりません。しかし三十一年度につきましては極力既定予算の範囲内においてやりくり支弁する。この改正法を理由にして直ぐさま旅賃予算の増額はききたさな。こういう建前で実行した。閣議了解は成立はしてゐるわけでございます。

今後の見通しといたしましてどの程度この改正法案の施行によつて旅賃予算が変つてくるか、これはなかなかちよつと見通しするの難しいでございます。いろいろ計算の方法はいろいろあります。一応の推定の計算はやりうと思へばやれるわけでございますが、実態

せんが、その点を承わつておきたいと思ひます。

○説明員(岸本晋君) 国家公務員に對します旅賃予算額でございますが、昭和三十一年度の予算におきましては、一般会計が百九億八千七百万円、特別会計が三十四億四千五百万円、合計百四十四億三千二百百万円でございます。この旅賃法の改正によりまして、この数字がどう変わるかということでございます。今度の三十一年度予算におきましては、実はこの旅賃法の改正案を前提とした予算は組んでないでございます。予算が決定いたしまして、本年度になりまして、各省庁からの御要望がございまして、日当宿泊料がどうしても足りないから何とかしたい、必要な検査監督の日当旅賃に差しつかえるということでございます。いろいろ見ましたところ、やはり民間の日当宿泊料金も三割ほど上つておりますので、この点を直そう、と同時に、運賃の方も若干考え直そうということ、今回の改正案を提案いたしましたわけでございます。

は、今度の旅費予算と合せますと、旅費の改正法案両方合せまして、各省でさらに審議を尽くして、切り詰められるところでは切り詰めて参るでありましょうし、あるいは今までの出張の日数を減らすとか、あるいはいろいろな手段を尽すでございましょう。従つてその内容がどう変わるか、これは実は推定以上のものはちよつと出ないわけでございます。資料として御提出申し上げるのはちよつと、私も一応の推定はございますが、なかなかむずかしい。むしろ既定予算のワクを見て、その範囲内で極力努力していくというふうにいたしております。

○島村軍次君 どうもこれは吉田さんのお話じゃないけれども、ちよつとおかしいですね。なかなかむずかしいことであるけれども、理論的に言つて旅費を上げるということになつてくると、会社の経営でも旅費を上げて……、一方は下がる、一方は上つた。平均が二割八分なら二割八分、二割五分なら二割五分、そうすると総額で幾ら要る。しかしこれは節約によつて、どのくらいは節約し得る、同時にあるいは流用を認めるとかいうようなことが、閣議の了解という、閣議でこの簡単に旅費の総額を上げるのだということだけ決定するということは、少くとも担当の給与局としては、基礎の数字がないというふうなことは、ちよつとおかしいじゃないか。あるいは流用を認めるかどうかというふうな問題があつたのですか。

○説明員(岸本晋吾) それでは私どもの立てました推定を申し上げますと、運賃の等級引下げでおおむね四割五分減つて参ります。それから他面、日当

宿泊料の改正で今度約三割ふえるわけでございます。差し引き一割五分ぐらい節約になるという形になります。しかし他面、何と申しますか、日当宿泊料を上げますと、別途いろいろな職務旅費というふうなものを再検討して参らなければならぬ。これは日額旅費というわずかな旅費がございまして、こうしたものについても再検討を加えていくことにならうと思ひます。そういたしますと、今の三割と四割五分の差というものは、それでほとんど食われてしまふのじゃないか、差し引きとんとんぐらにならう、こういう推定を立てております。

○島村軍次君 それはどうもちよつと私はおかしいと思ひます。これを役所で作つて……国会に對する答弁としては、われわれから見ればちよつとごまかしみたいな気がする。何となれば、一方を三割上げた、一方は四割五分下げたのだ、差額は一割五分だといふ、そんな計算は、これは子供でも算術でやるならすぐできます。一割五分ぐらゐはあなたの説明を求めんでもできる。しかし一体ウエイトというものがどこにあるか。鉄道運賃というものは旅費総額のうちから言へばそう大してあるものじゃない。どのくらいに考へておられるのですかね。

○説明員(岸本晋吾) 先ほど一般会計で百億と申し上げましたが、そのうち職務旅費などを除きますと、普通の旅費が約六十億でございます。そのうちの二十五億程度が鉄道運賃、あとの三十五億が日当宿泊料、こういうふうな推定いたしております。

泊、こういうことになりますと、その比率を出してかけ合せてみると、結局さつきお話しになつたような一割五分という数字は出ないようになっています。結局一割五分というものは、そうすると今度の引き上げによつて減額になる、一割五分が、一割三分になるか、一割になるか。そうすると、あなたの説明によりますと、旅費額は減額になるという結論になります。しかし今お話しになつた日額というものを引き上げるのだから、それと、とんとんだ、一体日額はどういふふうになるのかというところは、これはこの今度の改正案に出ておるのですか。

○説明員(岸本晋吾) 日額旅費の内容は改正案には出ておりません。別途各省所管大臣と大蔵大臣と協議してきめるといふ建前に相なつております。これがいろいろ種類、内容、種々雑多でございまして、一がい三割上つたから三割上る、こういう結論の出るものではないのでございます。

○島村軍次君 この日額がなかなか問題です。ことに公務員では、現業でやつておられるような人も、日額を受けている人も相当あるし、出先官庁でいろいろ承つてみると、とにかく出先官庁の一番要求の主要なるものは、日額の旅費が出る場合、あるいはまたその他の場合に出る場合にも、とにかく旅費額というものは非常に少い、こういうことがわれわれの耳に入つておるわけでありまして。耳に入るばかりでなしに、実際は汽車で行くところを自転車で行く、その自転車は手持ちである。こういうのが実際じゃないか。この改正をやられるのは、われわれ役所の経験もありますが、ともかく

も、最近の情勢からいいますと、たとえ大蔵省では財務局あたりはなかなか豊富だ。しかし出先の、ほかの省の官庁は非常に少い、こういうことを聞いておる。同時に、たとえば専売公社では、出先の官庁はとにかく出ていくのが商売ですから出ていく。その場合には、スクーターというか、自転車に動力をつけたものを官庁で支給されている。こういうふうなもので非常に不公平があるように思ふのですが、そういう点は給与局としてはどういふふうにお考えですか。

○説明員(岸本晋吾) 実際の旅費予算の積算は主計局でいたしておるわけでございますが、もちろん旅費予算にございましては、いろいろ御不平、御不満のあることも承つておるわけでございます。できるだけ各省庁のその業務の実態に即応したように旅費を査定していくという方針はとおしておるわけでございます。ただ全体の予算のワクというもののから見まして、それが各省庁がすべて御満足、御納得のいくようなものになつておるかどうか。まあこの点はいろいろ受け取られる側の方からいたしますと、いろいろ御不平はあろうかと思ひます。しかししで得る限り業務に即応したものにしたい、こういう予算の積算はしておるわけでございます。

今ちよつと御指摘になられました専売公社と、一般公務員の場合の旅費のアンバランスの問題でございまして、この点につきましては、公社につきましては、予算の執行というものがほとんど全面的に公社にまかされておるといふ關係上、どうしても公務員とある程度の執行上の差異は出てくるという

ことになつております。が、あまりひどい差異というものは好ましくないといいことはもちろんでございます。ただ制度上そういうことで、公務員の旅費制度というものがそのまゝ適用になつていないという差は、ある程度あるわけでございます。

○島村軍次君 いや、私は公社が多いと言つておるのではないのです。逆に少いというのを言つておる。御存じのように、栽培の植付検査をや、業務検査をや。これらの人はほとんど出るのが商売で、またそれをやるのが植付検査であり、業務検査である。そういう場合に、昔は、わらじがけで出ておつた。それに対して最近では、非常に旅費が少いからというので、自転車を一、二台与えるというふうなことがあるにもかかわらず……これはまあ悪口になるが、大蔵省の財務局の人は、予算の執行の適正化というので、まあ農林省の実際の仕事をやるのに出る、あるいは通産省の仕事で土木の災害査定なんかに出る。こういう場合に、大蔵省の人は、監督の意味でならわかるが、実際現地を見られることは見ても、実際わからぬ人が多い。そうして宿屋にちゃんと朝からおつて、農林省の人が調べて帰るといふと、それを机上で聞いて……まあ現地を見られる人もあるでしょうが、私はそれをどういふふうのじゃない。これらはまた別の意見があるけれども、この旅費の改正の場合にはそういう問題もあわせ

て、吉田さんの御意見のように公平にやるということに対してはもつと下情に通ぜられる必要がある。先般、新潟県へ内閣委員会出てみて、各出先の官庁――労働基準局も歩き、あるいは地

方監察局でも承わり、それから農林省の出先の統計調査部というのですか、そういう所へ行くと、どの官庁の出先も旅費が少い。とにかく、自転車でも歩ける所は自費で歩いておる。これは多数の人がおるので、実際の仕事はそれぞれ違ふからして、なかなか給手局としてはこの統制をとられることは困難であらうが、頭から予算の上で何割引をやるとか、今の説明の範囲では、どうも私は、はっきり旅費が出てこないというふうにとらざるを得ぬ、こう思うのですが、そういう点について給手局としてはお調べになったことがあるかどうか。あるいはまた実際そういうことを認められておるかどうか。いかがですか。

○説明員(岸本晋吾) 旅費の予算が各官庁でアンバランスがあるといふことは、非常に遺憾なことではあります。主計局といたしましては、できる限り業務の実情に即して各省庁間のバランスをとっていくように、予算を積算していくという方針は、あくまでとっておるわけでございます。ただ予算というものは各主計官単位で積算いたしておりますので、双方の間の業務の厳密なる比較——こうした業務はどれだけ出張したらいいか、それらに対する旅費がどのくらい要るか、それらとつてやつておりますが、そうしたところからアンバランスが出て参るかと思ひます。しかし給手とか旅費という問題につきましては、アンバランスを来たさなくするための努力を払つておるわけでございます。毎年度の出張費、旅費の査定におきまして、これは非常に真剣な問題として取り上げておるわけでございます。

○島村軍次君 いや、その予算の問題は主計局でやつておると言われるが、主計局が査定される場合に、給手局はそれに對して実態に即したような進言をし、同じ省内において、……そうしてこのアンバランスを是正するということに対して、相当の基礎と資料をもつて対処されないといふと、ややもすると実情に合わないといふことになりがちだといふことを私は指摘したい。そういう点に對して給手局としてはどう考へておられるか、こういう問題なんです。

○説明員(岸本晋吾) 島村先生のおっしゃつておられます給手局というものは、実は現在大蔵省の主計局の中にごさいます。現在大蔵省の主計局の中に給手課というものがございます。ここで公務員の特別職の給手制度、旅費の制度、共済組合の制度、そういう制度面を給手課で取り扱つておるわけでございます。制度として取り扱つておることも、特別職の給手制度等をどうするか、こうした問題だけをとり扱つておることも、それに基いて主計局で予算額の積算をいたしております。

○島村軍次君 それはわかりました。が、もとの給手局は人事院の人事局の方に入つておるわけでしょうが、それが法律の建前からいへば、旅費とかこういう給手に関する適正を期するといふことは、これはあなたの所管でないと言われるかもしれぬが、しかし、いやしくも法律で提案される以上は、同じ主計局の中で、こういう問題については、給手課は、各主計官に對して、あるいはまた全体として、今のようなら調査をおやりになつておるかどうか。

またそれに対してはアンバランスが現在認められておるかどうか。そういう点は、一つ、給手課といふか、課長としてどういふふうにお考へになつておられますか。

○説明員(岸本晋吾) 内部の仕事の配分の問題でございますが、給手課といひましては制度面が主でございます。あと、それに基いて業務の実態を見て、たとえば農林省ではこれくらいの出張が必要だ、それに對して旅費をどのくらい積算するか、これは各主計官の担当する仕事でございます。その相互のバランスというのにつきましまして、各主計官會議がございまして、相互の旅費の査定は非常に真剣で、お互いにアンバランスを生じないように會議をたびたび繰返してやつております。給手課として特に各省から送つた予算の積算についての御不満をいただいた場合には、これはすぐ予算係に連絡して検討してもらつ、こういう執務態勢をとつております。

○島村軍次君 大体お話の点はわからぬではありませんが、どうも先の何にせよ全体予算の上では、増額は行わない、しかも流用については別に話さない、しかも流用については別に話さない、むしろ今回の改正によつて全体は、総額は減るのだ、こういう結論が出るようでありまして、その結論に對して日額を引き上げるので、結局予算の範囲でとんとんになるという見通しだ、こういふふうにとれるのですが、そう了解してよろしいですか。

○説明員(岸本晋吾) 先ほど最初に申し上げましたように、本年度の予算の範囲内でできるだけ消化していくといふ建前を閣議了解いたしておるわけでありまして、今後実際にやつてみまして、できるだけそういう形におさめてはいただきたいとは思つておりますが、ただいろいろ今後の出張のやり方といふものを変えて参りますと、先ほど申しましたように、運賃の占める要素、日当、宿泊料の占めていゝる要素、その点が變つてくるかも知れません。この点は確定的に、旅費が減るのであるが、日額旅費が逆にふえるかととんとんになると、そこまでは確定的に申し上げにくいと思ひますが、できる限り閣議了解の線に進みたい、こういうことであります。

○島村軍次君 この旅費の改正とも、日額の旅費については各省と大蔵省と話し合ひできる、こういうことになっておりますが、それについて、日当、宿泊料を引き上げられたと同様に、何割引き上げるといふ御予定をお持ちになつておられますか。

○説明員(岸本晋吾) 日額旅費の中には非常に多種多様でございます。現場のいわゆる巡回旅費に相当するもの、あるいは勤務者のような旅費あるいは研修、講習会に出てくる旅費、日額旅費の種類は多種多様でございます。同時に、その多種多様の日額旅費の積算の基礎も多種多様であります。車賃をおもにするものもございまして、あるいは食費をおもにするものもあります。普通の宿屋に泊る場合、あるいは役所の寮を利用する場合、それぞれその内容が異なるわけでありまして、いろいろ多種多様の内容を持つておりますので、一律に何割上げるといふことはあり得ないでございます。やはり実情に應じて個別的に検討をする以外にいたし方あるまいと考えております。

○島村軍次君 そうしますと、大体の推算によると、旅費、鉄道運賃が下り、宿泊料が上つて、差し引き一割なり一割五分の減額をみる、こういう前提に立つて日額はある程度は上げる、そうしてこれは各省の業務の内容に従つて考へるのだ、だから一律に二割なら二割あるいは三割なりを上げるといふことは考へていないが、しかし日額についても引き上げるといふことはお考へになつておる、こう了解してよろしいでしょうか。

○説明員(岸本晋吾) 日額の分につきましては、その構成内容から見まして、今回の一般の日当、宿泊料の改訂及び鉄道運賃の改訂の趣旨に準じて、改訂の必要があると認められるものは再検討する、かように考へております。

○吉田法晴君 そうすると、日額旅費の規定を見ますと、「第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない」と書いてありますけれども、大体準じたものかと思ひけれども、今のお話だと、日当、宿泊料に準じて三割上げるものもあるけれども、上げないものもある、こういうお話のようですが、そこに指定してある一号、二号、三号ですか、二十六条一号、二号、三号……これは二種類あるわけですが、二種類あるからといって、その中のたとえば今一号なら一号の測量については三割上げる、しかし巡査のものについては何も上げない、こういうことはなかなか思うのですが、日額旅費の再検討の一般的な基準と申しますか、方針といふものを、もう少し具体的に承わりたい。

○説明員(岸本晋吾) 法律の二十六条

にはいろいろな場合に日額旅費が出せることが規定されておりますが、これは各省にそれぞれある仕事でございます。同時に、現在きまつております日額旅費は、それぞれの役所のその仕事の実情に応じて額がきめられておるわけでありまして、たとえば日額旅費と申しまして、出歩くための車賃の要素が多いものもございます。その場合に、今度、日当、宿泊料の定額が上ったからといって、全体を三割上げるとは限らない。また、たとえば研修、講習の日額旅費、これはたとえば東京に出て参りまして、各省の寮に収容してそこで食事をさせておるといふような場合には、その食事相当の実費額しか現在出しておりません。そういうものはこの際上げる必要はない、こういうことに相なります。それぞれの日額旅費の内容の構成によりまして、今回の法改正の趣旨と考へ合せて検討いたしたい。決して全面的に改訂しないのではなくて、また全面的にすべて三割上げるといふのではなくて、実情に応じて改訂いたしたい、かように考えておるわけでありまして。

○吉田法晴君 それは一般の旅費、日当等が引き上げられるから、日額旅費もそれに準じて引き上げられるのだ。しかしその要素その他を勘案して三割が三割その通りに行かなくてもよろしいというものはあるかも知れぬから、それについては一般原則がそれぞれ具体的な例によつて修正されるということであつて、お話のように、引き上げるものもあるし、引き上げないものもある、こういうことではなからうと思ひますが。

○説明員(岸本晋吾) 日額旅費の中で

も、先ほどの、たとえば研修旅費なんかはそういう例でございます。すべて役所で全部お膳立てをやつておりますので、その実費だけは旅費として渡す。そういう仕組みをとつておるところもありませんが、そういうところは全く上げる必要はない。普通の旅館に泊らないわけでありまして、そういう違つた種類のものがあるもので、そういうものも出てくるわけでありまして。

○吉田法晴君 中にはそれだけども、一般的には一般旅費に準じて上げるものは上げる、こういうことでしよう。

○説明員(岸本晋吾) さうでございます。

○吉田法晴君 ちょっと伺ひますが、運賃引き下げによつて四割五分のことだから、四割から六割までの運賃については、引き下げたことによる四割五分は、その日当、宿泊料を三割上げることによつて穴埋めする、こういうことで、はつきりどこに犠牲がしわ寄せされ、そして、さうでないところは上げるだけが上がつた、こういう実態がはつきりしましたが、それは意見になりますから申し上げませんが、その四割五分の金額は幾らになるのですか、総額は。

○説明員(岸本晋吾) 総額で約十二、三億見ております。これは先ほどちょっと申し上げましたが、一般会計の旅費予算の中の、特殊な日額と外旅費を除きました普通の旅費についての計算でございます。

○島村軍次君 衆議院の修正について

○説明員(岸本晋吾) 衆議院の方で修正が一部ございしましたが、これは住宅

金融公庫法が改正されて、本年六月一日から住宅金融公庫の職員は国家公務員でなくなるといふことに相なります。現在では国家公務員という身分を持つておりますために、この旅費法の適用を受けておるわけでございます。

ところがその旅費法の適用を受けなくなる、そういうことを前提としまして、旅費法でも住宅金融公庫の職員は適用対象からははずす規定を設けたわけでありまして、ところが、この住宅金融公庫法の改正規定は実は六月一日から施行されることに相なつております。そこで、この公務員の旅費法で、改正案におきまして住宅金融公庫をはずした規定もあわせて六月一日から施行すると、さういふことに至つたわけでございます。

○島村軍次君 衆議院の修正はそれだけですね。

○説明員(岸本晋吾) さうでございます。

○委員長(小柳牧衛君) 別に御発言もなければ、本日はこの程度で質疑を止めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三十八分開会

○委員長(小柳牧衛君) それでは休憩前に引き続き開会をいたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案並びに自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑を願ひます。

○堀内正雄君 私は二、三の点について

防衛庁長官に質問申し上げたいのです。あるいは同僚委員の諸君から出た質問かとも思ひますが、もしそれが重複するようでしたら御了承を願ひたいと思ひます。

まず第一に憲法との関連の問題です。この問題は鳩山首相にお尋ねした方が適當かとも思ひますが、しかし同じ閣僚でいられるわけですから、長官に質問をいたしたいと思ひます。

というのは、御承知のように、憲法九十八条では、最高法規として、憲法の第二章に違反する法律はその効力を失ふといふことが規定してあるわけですが、憲法第九十九条の規定と、自衛隊法あるいは防衛庁設置法といふけれども憲法と抵触する法律だと思ふのですが、その点に關しては長官の御意見を伺ひたい。それから鳩山首相の述べられた言葉に關連して質問したい。

まず第一に、長官に、憲法とこの防衛二法案との關係について御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) ただいま御質問の点につきましては、本委員会においてもしばしば御説明は申し上げ、答へ申し上げておりますが、われわれ政府の方の解釈といたしましては、憲法第九十九条は自衛権を否定してはならない。従つて自衛隊法及び防衛庁設置法につきましても、これが非常な侵略的な強力なものであるといふことであれば別でございますけれども、現在の自衛隊法及び防衛庁設置法いづれも憲法違反ではないといふ解釈を持つておるわけでございます。

○堀内正雄君 先般鳩山首相が、本会議でも委員会でも、憲法と防衛二法案とは抵触するところがあると前には考へておつた、しかし自衛隊法なり防衛庁設置法なりが国会において承認をされたのちにおいては、自分はそれは思はないといふ意味のことを、しばしば繰り返しておられるわけですか。そのことを長官は当然お聞きになつておることと思ひます、その見解については鳩山首相と同じではないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○國務大臣(船田中君) 私は、その点においては必ずしも鳩山総理と同じ考えを持つておるわけではございません。

鳩山総理は、自衛隊法、防衛庁設置法のできる前においては、さういふ問題について憲法を改正してはつきりした方がよろうといふような御意見を持つておられたやうであります。自衛隊法、防衛庁設置法のできたことを機として、そのときに憲法解釈を変えられたと、さういふことを今までたびたび仰せられておるのでございます。私は從來自由党に属しておりました。が、憲法の問題につきましては、先ほど政府の解釈として申し上げたやうに、憲法第九十九条は自衛権を否定してはならない、従つて自衛権を必要によつて発動しなければならぬ必要上、自衛隊、あるいはその前におきましては保安隊、その前におきましては警察予備隊、さういふものを持つといふことは、これは決して憲法九条の精神に反するものではない、解釈上においても憲法九条の規定と抵触するものではない、さういふふうに私は始終一貫さういふ考え方を持ち続けてきておりますし、現在におきましてもさうに考へております。

○堀眞琴君 今のお話ですと、鳩山首相と見解を異にしているというお話のように承わったのですが、同じ内閣の中におられて、首相の見解と違った見解を防衛庁の長官としておとりになるというところが、果して適当なことであるかどうかという、政治上からいって、私は大きな問題だと思ふのです。

それとも一つの問題だし、それから自衛権というものは第九條によつて否定されておられない、それは自衛権としては、戦力を持つことができない、あるいは交戦権を持つことができないという規定がはつきり出ているわけでありまして、そういう点から申しますと、その自衛権の行使についても、自衛権そのものを持つことについても、おのずから制限があるだろうと思ふ。のみならず、自衛権という場合のその内容として考えられるものが必ずしも軍隊だけを指すわけではなく、国家の総力というか、国のすべての力が、そういう意味においては自衛のために発動することができるといふ解釈になるのが当然だと思ふわけでありまして、そういう点についても問題があるのではないかと。

まず第一に、首相との見解が違つてゐるということについて、閣僚の一人としてそれでもないかといふことについて御見解を伺いたい、それから自衛権の内容について、並びに憲法上の制限について長官の御見解を伺いたいと思ふ。

○國務大臣(船田中君) 鳩山首相と私とが見解を異にするというところは、現在においてはございません。ただ先ほど堀委員の仰せられたのは、鳩山総理

が自衛隊法のできる前において憲法九條の規定について御見解が違つておたつたのではないかと、このことについて、その点においては鳩山総理の自衛隊法のできる前の御見解と私の見解とは違つたといふことを申し上げたのでございまして、現在におきまして、鳩山総理と私と憲法解釈につきまして見解の相違は全くございません。

それから第二の問題でございまして、自衛権の内容、それから憲法上の制限という御質問でございまして、これにつきましても、もちろん他国に脅威を与えるような膨大な、攻撃的な、侵略的な軍備を持つというところは、憲法の精神には反すると存じます。しかしながら、現在の自衛隊また防衛庁設置法、この程度の規模のものでありまして、他国に脅威を与えるといふものではないと思ふ。全くわが国土の防衛の最少限度のものでございまして、しかもその最少限度という点におきましてもまだ私はきつめて徹々たるものでありまして、これが他国に脅威を与えるといふようなものでございまして、従つて憲法九條の禁止しておりますいふゆる戦力といふものにはならないと、かように考えるのでございまして。

○堀眞琴君 鳩山首相も委員会等でしばしば発言されて、しばしばではありますませんが再三度発言されて、非常の場合においては、たとへば敵の基地等についても攻撃を加えることができるのだ、こゝろより見解を述べられておられる。今のお話ですと、あなたの見解では、他国に対して脅威を与える程度のものではない、攻撃的なものではないといふお話になるわけですか、で、私

はあなたに、この際、防衛とか自衛とかいふ、あるいは国を守るということと他国を侵略するということとの関係について御見解を伺いたい。というの

は、最大の防衛は侵略を予定しなければできないといふことは、これは一般の軍事学上において規定されておることなんでしょう。従つて、防衛ということと同時に他国に対する攻撃ということも含むものだと思ふのです。従つて、その点について防衛庁当局としては当然鳩山さんの言われたようなことを予定されているのだと思ふのですが、あなたの今の説明では、それではない、自らの脅威を与えないといふあなたの御説明なんです、その点、防衛庁長官としての見解をもう一度はつきりさしていただきたいと思います。

○國務大臣(船田中君) 鳩山総理が、ただいま御指摘のように、敵の基地をたたくことも自衛権の範囲であると御説明申し上げたのは、それはある特殊の場合を想定されて御質問があつたことに対してお答えになつたのでありまして、そのことにつきましては、先般しばしば当委員会におきまして、私からも政府の見解を申し上げておつたのでありますが、経過を申し上げますと、普通の侵略といふと、侵略が起つたといふ場合、すなわち日本の区域——日本の区域にはもちろんごく近接した公海も含むことと思ふますが、日本の区域において外部からの攻撃が起つたと、こゝろより外部からの攻撃が起つたと、行政協定の二十四条によりまして、ただちにわが方といたしましては日本政府とアメリカ政府との間に

いふことについて協議をすることになつております。さうな場合におきまして、もちろんわが方といたしましては、わが憲法、現行憲法及び自衛隊法その他国内法規の範囲内において自衛隊は自衛のための最善の努力をする

と、こゝろよりいふことになると思ふ。またさういふような場合には、ただちに国連に提訴するといふような措置も講ぜられることだと存じます。しかし、さういふような措置を講ずるにともなう急迫不正な侵略が起つて、そしてこれを防ぐのに何ら他に方法がない、ただ自衛を待つのみといふことは、これは憲法の趣旨とするところではなからう、こゝろより趣旨において鳩山総理が答弁されたのでありまして、たとえばさういふときに、敵の誘導弾等によつて攻撃された、このままおれば自衛をするといふような場合に、他方法がないといふときには、正当防衛の——個人間においても正当防衛が許されておると同様に、さういふ場合に敵基地をたたくといふことも、これは自衛権の範囲内であるといふことを、その趣旨において答弁されたのでありまして、これは、さういふまれな場合を想定されて質問がありましたので、それに対して、理論的にさういふものも自衛権の範囲内に考えられるといふことを答弁されたのが、これが鳩山総理のただいま御指摘になられた問題について御答弁の趣旨でございまして、決してそれは先制攻撃とかあるいは海外に派兵をする、海外出動をするとは、こゝろよりいふ趣旨を答弁申し上げたものでは全然ないのであります。その点誤解のないように御了承願ひたいと思ふ。

○堀眞琴君 私がお尋ねしたいのは、さういふいきさつや何かのことじやなく、その防衛あるいは侵略といふことについて防衛当局としてはどのような見解を持っておられるか、二つはどういう工合に分けられるかといふことをお尋ねしておるわけですか。先ほど申しましたように、防衛のためには攻撃といふことも当然考えられてゐるの

現在の軍事学の上においては防衛に對しての考え方だと思ふのです。防衛一方だけの觀念といふものは私はないだらうと思ふのです。攻撃の場合も同様だと思ふのです。従つて防衛当局としては、その防衛とそれから攻撃といふ二つの考え方をどのように區別して考へておられるか。全然攻撃といふものを頭の中に置かないで防衛といふことだけを考へてゐるのか、さうではなくて、やはり防衛といふためには、今のやうな特別のやうな場合をも含めて防衛といふことを広く考へてゐるのか、その点をお尋ねしたかったのであります。

○國務大臣(船田中君) われわれといたしましては、どこまでもわが国の独立と平和を維持し、国土の防衛のために直接及び間接の侵略に對して自衛をするといふことを考へてゐるのであります。攻撃するといふやうなことは毛頭考へておりません。

○堀眞琴君 先ほどの憲法問題にちよつと戻るのですが、鳩山さんはただいま御見解はあなたと同じだ、こゝろより御説明ですが、しかし鳩山さんの御見解によりますと、自衛隊法や防衛庁設置法等が国会において承認を得られた。従つて現在においては自衛隊ないしは防衛庁の設置についても何ら憲法違反

ではないという見解をとつておられるわけですね。そうなりますと、鳩山さんの見解からいいますと、防衛庁設置法あるいは自衛隊法、これは当然初めは憲法違反であつたはずで、ところが国会において承認されたからそれは憲法違反ではない、こういうことになつたわけですね。そうすると、その結果からいいますと、法律をもつて憲法を改正したと同じ効果をもちつことになるのじゃないだろうか、つまり自衛隊法や防衛庁設置法によつて憲法が事実上改正されたということになると思ふのです。その点について、あなたはどのような見解をとつておられるか。鳩山さんにむしうこれはお尋ねすべき問題ですが、鳩山さんなにかおいでになりませんか、あなたからその見解を承つておきたいと思ふ。

○國務大臣(船田中君) ただいま堀委員の御質問でございますが、鳩山総理の御答弁になられたことも、今御指摘のような趣旨において答弁されているのではないのであります。法律が国会において多数をもつて可決されたから、それによつて憲法が変る、憲法の規定を法律の制定によつて変えるというような趣旨において答弁されているのではないので、ただ鳩山総理が今まで本会議並びに委員会等において答弁されておられますのは、自衛隊法の制定が行われた前において、その前において、自分はこういうものを置くにたいは憲法を改正するのがよくはないか、憲法の解釈上は多少の疑義があるのじゃないかというように考へておつたけれども、しかしだんだん考へた末、その自分の解釈は間違つてゐる、憲法九条は決して自衛権を否定して

るのではない、こういう解釈になつた。たまたまその時期が自衛隊法等の成立した時期であつた。こういうことで、ただいま御指摘のような多少疑義も持たれたと思ひますけれども、鳩山総理の答弁されていることも、決して法律の規定によつて憲法を改正する、憲法の規定を改めるというような趣旨において答弁されているものでないことはきつめて明瞭なことだと思ひます。

○堀眞琴君 私も鳩山さんが憲法を改正する意図でそういうことをおつしやられたのではないと思ひます。しかし事実の問題として、憲法に抵触する——鳩山さんの言葉をもちつれば、疑義のある法律が成立した。それ以後においては従つて自衛隊なりあるいは防衛庁を設置することは憲法違反ではない。こういう鳩山さんの考へ方なんです。そうすると、形式上はともかくとして、実質的には憲法に違反する法律が成立した。そのことは同時に憲法を實際に改正したと同じ効果を持つのではないかという工合に考へられるわけですね。その点はいかがでしよう。

○國務大臣(船田中君) 鳩山総理も決してそういう趣旨において申し上げておりません。そうしてその点はきつめて明確に答へられておるのであります。法律の規定をもつて憲法を改正する、憲法に違つた法律ができたから憲法がそれによつて事實上変へられた、そういうようなことを鳩山総理は答弁しておるのではないのであります。その点はしばしば鳩山総理が明言されておられます通りに、たまたまはつきりした解釈を下したのがその時期であつたというところでそういう誤解を受けたこ

と思ひますけれども、鳩山総理の眞意は、決して法律の規定によつて憲法の規定を改正するというようなことが出来る、そんなふうな趣旨において答弁しておるのではないのです。

○堀眞琴君 憲法の問題は鳩山さんに直接聞かないと私も納得できませんから、このくらいにして、今度は、三十二年度においては一万何千人か防衛庁の定員がふえるわけですね。自衛官がやはり二万何千人かふえるということになる。累年自衛隊は増強されてきてゐるわけですね。ところで最近の国際情勢を見ますと、御承知のように国際連合の軍縮委員会において、具体的な軍縮案等が、アメリカからも、あるいはイギリス、フランスからも、あるいはソビエト側からも出されておるというやうな状態になりまして、軍縮の方向がだんだん明確になりつつある。まだ軍縮の実現というところまでは行きませんが、しかし、おそかれ早かれある程度の軍縮案が私はできるんじゃないかと思ふ。昨年のジュネーブ会議においてあの問題がでまして、そして八月末の軍縮小委員会においていろいろ審議され、また今年軍縮案等が具体的に

出てきた、こういう情勢下で、鳩山首相はしばしば施政方針演説の中で、あるいはその他の演説の中でも、戦争の心配はなくなつたといふことを申し上げておられるし、これは鳩山さんばかりでなく、アメリカのアイゼンハワー大統領、あるいはソビエト側においても同様の発言があつて、ともかく平和への方向が従来に比べると一段と促進されてきておると思ふのです。まだそれが十分に確保されるというところまでは行つておりませんが、ともかくその傾

向がはつきりしてきておる。そのとき累年一万何千人ずつふやしてきておる。一体この世界の情勢と関連させて、この国内の自衛隊の、あるいは自衛力の増強の問題を見ますといふと、むしろこれに逆行するんじゃないかと他の国から不正の侵略があつた場合といふやうなことをお話ししてあります。果して国際的な関係からいって、そういう不正な侵略を行つた国といふのはどういふ国だろうかといふやうなことはいろいろ問題が起つてくると思ふのです。そういう点について長官として

はどのような見解を持つておられるか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 防衛責任者の私といたしましては、国際情勢をどう見るかといふことについては、大体外務大臣が外交方針の演説において申し述べられておりますことを全面的に支持し、その見解を持つておるわけでありまして、すなわち原水爆をもつてするやうな第三次世界大戦が今直ちに起るというところは考へられないと存じますが、しかし、さればといつて、部分戦争なり冷戦といふものが全く終息したと断言することも、これまでできないと思ひます。ことに極東の情勢を見て参りましたときに、また過去の諸国の歴史、あるいはわれわれの体験から考へまして、かような部分戦争、冷戦が全然わが国に対して行われることはないと思ひます。従つて

と断言はできません。従つて独立国である日本といたしましては、どうしても国力及び国情に相応する最少限の自衛体制を整備いたしまして、外国駐留軍の撤退にも備へて参るやうにしなければならぬ、かように考

へまして、その方針のもとに、国力、国情に沿つて自衛体制を順次整備して参りたいといふことで努力をしておる次第でございます。

○堀眞琴君 なるほど第三次大戦がないが、しかしながら局部的な戦争は依然としてその危険があるといふことについて、私もあなたの意見が、全面的に支持するということではないが、東方面やあるいは北アフリカ方面で、かなりめんどろな問題が起つております。しかしその問題にしまして、ガザ方面では鉄砲の撃ち合いなどもやつておるやうですけれども、しかし、かといつて、たとえはモロッコの問題にしても、あるいはアルジェリアの問題にしても、あるいはその他の中東方面の問題にしまして、それだからといつて局部戦争がそこから発展していくだらうといふやうなことは、ちよつと今のところは考へられないのじゃないかという工合に、私、考へるのです。最近の情勢は急迫しておるやうですが、あるいはキプロス島の問題にしても、あるいは今世界の大局の中では、昨年ジュネーブ会議以後、ともかく話し合ひで平和を保つていこうじゃないかというやうな方向が順次とられつつあると思ふのです。またその方向が具体的にいつつあると思ふ。そういう情勢のもとで、おそらく日本だけじゃないかと思ふのです。世界の国々の中で自衛体制の整備という名前において軍備が強化されておるというところは、ほかにちよつとないと思ふのです。そういう意味からいつても、非常

○国務大臣（船田中君） 世界的に軍縮の論議が相当熱心にやられておるといふことは、これは私も承知いたしております。また平和への方向に進みつつあります。また平和ということも、これはずいぶん言論やその他の機関において強く宣伝されておるようであります。しかし私は平和は口先だけではできないのでありまして、やはりその現実の実行が必要であると存じます。で、その平和を維持するために、わが国が独立国である以上におきましては、先ほど申し上げ

○堀江孝君 私が第二にお願いした点では御答弁がなかったのですが、最小限度の自衛態勢を整えていかれるというのですが、その目標ですね、それはどのくらいに考えていられるのか。また昨年あたりは防衛六カ年計画ということが言われ、実際には国会にもその数字等の御発表がなかったわけですが、けれども、しかし重光・ダレス会談では、はっきりと日本の防衛計画についてののお話があったと思うのです。防衛庁としては当然将来到達すべき日本の自衛力の限度というものはお持ちになつていらっしゃる。つまり防衛計画をお持ちになつて、その計画に従つて、たとえば三十一年度はこれだけ、三十二年度はこれだけというふうに増強しておられると思うのです。その防衛計画の大綱なりとも御説明願えれば幸いだと思います。

○國務大臣(船田中君) この防衛六カ年計画というものは、これは政府案として確定しておるわけではございませんが、この国会に、予算委員会あるいはその他の機会に私から御説明申し上げておりますのは、防衛庁の試案として持つておりますものでございます。昭和三十年度を起点といたしまして、昭和三十五年度に至る六カ年間で、最終年度におきましては陸上自衛官十八万、海上の艦艇約十二万四千トン、航空機約百八十機、航空自衛隊にのみおきまして、練習機をも含めて約千三百機、このほかに予備自衛官約二万というものを予定いたしております。一応最終の目標としてそういうものを保持しておりますが、しかしこの防衛長期間計画につきましては、財政、経済、産業民生の安定あるいは外交関係、国

○堀岡孝君 防衛庁設置法改正法案によりますと、自衛官の定員が、今度十九万七千八百八十二人ということになっておりますが、この十九万七千八百八十二人、もちろんこの中には海上、航空、それぞれの自衛官を含んでいると思いますが、これが全部陸上の自衛官を十八万人にするまでの試算にしろ、年度計画——三十一年度は一万人、三十二年度は何万というようない一応案ができていくと思うのです。それを御説明願えないでしょうか。

○国務大臣(船田中君) 三十五年度に達成する一応の目標は先ほど申し上げましたが、年次計画についてはまだきまつておりませんので、ここに遺憾ながら御説明するまでに至っておりません。

○堀岡琴君　そうしますと、最終年度だけの目標を一応規定し、そしてそのときの財政状態その他と見合せて、たとえば来年度はこれくらいということと進んでいかれるおつもりなのか、そうではなくて、大体まあこのくらいずつということで、防衛庁の立場において数字を計算され、ほかとの見合いかなんかに数字を計算されて進まれることになつていいのか、その点はどうなんでしょうか。

○吉田法晴君 何べんも問題になることですが、今の六カ年計画防衛庁試案というやつ、これは軍光外務大臣がアメリカに行かれたあとの日米共同声明の中にも提示をしたと書いてあります。……ちよつと今個所を発見できませんでした。いけれども、防衛庁、まあそういう言葉ではなかったかもしれませんが、防衛庁試案と言っておられるものですが、それをアメリカ側に提示をした、こういうことが書いてございます。三十年代あるいは三十一年度はある、三十五年度もある、しかし途中がないということは、これは考えられません。それは防衛庁試案であつて、閣議にかかつておらん、あるいは国防会議にかかつておらんということはわかるのですが、防衛庁にありますが試案には、これは年次別の計画があるだろうと思ふのですが、この点はどうですか。

○国務大臣（船田中君） 防衛庁として
もその間の年次計画というものはまだ
出てきておりません。

○吉田法晴君 それではこれはまあ今
の船田大臣の時代ではございませぬ
が、外務大臣がアメリカに、これはダ
レス会談の際ですからダレス氏にだる
うと思いますが、「日本の防衛当局が
最近策定した日本の防衛能力増強に関
する諸計画を説明した。」と、こう書
いてございます。その諸計画を御提出

をお願いしたいと思うのですが、向うに出されたいものの写しを。

○国務大臣(船田中君) ただいまお話の計画は、これは外交の交渉の過程におけることとさせていただきますので、その資料を申し上げる、この委員会に提出するということはできないと存じます。

これは防衛庁の試案につきましましては、外務大臣の渡米される前に外務大臣にお示しをしておるようでございますが、外務大臣がそれを先方に提示されたかどうかという点については、おそれらく会議の際に口頭でお話があったかもしれませんけれども、資料として提出されたという点については聞いておりません。従いましてその資料というものを提出していただき、そこで提出申し上げるということをお約束するわけには参らないと存じます。

○吉田法晴君 それはまあ外交資料だというお話ですが、お手元にあるかどうかは知りませんが、その前の方には、「極東における安定および永続的平和を確保するために、日米両国間において一層緊密な協力が行われることが望ましい」と云々と、いろんな問題について日本側からこう言った、あるいはアメリカの国務長官がこう言ったと、こういうことをいろいろ言われた中に、「日本の能力の範囲内において防衛力漸増の政策が継続されることの堅い決意を表明した」と、これは表現でしよう。言葉でしよう。しかしその次に外務大臣は「日本の防衛当局」、防衛当局とは、「防衛庁」ということでしょうか。防衛当局が最近策定した日本の防衛能力増強に関する諸計画」というので

すから、これはまあ英語じゃなくても、日本語で策定した計画、それから「防衛能力増強に関する諸計画」ですから、言われるような防衛庁試案であることはこれは間違いない。その防衛庁試案の中で、初めの方とそれから附けただけは、三十五年度の附けただけは出された。そしてそれが外交上の秘密文書であるというところは考えられない。防衛庁のいわゆる試案というものをここにお出しになったことは間違いない。

それをそのまま出されたかどうかはわかりませんが、昭和三十一年度においてから外務大臣に最近策定した防衛能力増強に関する諸計画をお託しになったことは、おことづけになったことは間違いない。その諸計画を文書そのままだけで出されたかどうかはわかりませんが、御説明があったと、こういうことなんでしょう。そうすると防衛庁に最近策定をされた、その当時までに、最近策定をされた防衛能力増強に関する諸計画があることは間違いない。防衛庁試案があることは間違いない。その防衛庁試案の頭とつけだけは出しておられるのだから、途中をお出し願いたい、こう言つて私どもが国会で言つておる際に、あなたは、来年度について何もございませんと、こういうお話でしたが、こうなつて新聞には出ておる。御承知のように、日経に陸上十七万七千名……、だから来年度も、三十二年度も一万人ふやすと、こういう話です。この国算算委員会でも聞くと一万人ずつふやすのか、五千人ずつふやすのか、こう聞いたら、いや、そんなことも全然きまつておりません。それはきまつておられぬかもしれぬけれども、しかし三十一年度の予算が通つた

らとたんに、とにかく数字の上でなり予算の上でこれだけのとにかく要求をしたい、こういうとにかく案が掲載されるのは、今のやうに計画があるから、試案にしてもあるからなんです。その試案なりあるいは策定された諸計画というものを一つお出しを願いたい。

○国務大臣(船田中君) 外務大臣が昨年八月渡米される前に防衛庁として外務大臣にお示しいたしましたものは、先ほど私が堀委員に対して答弁申し上げたやうな、昭和三十一年度において達成する最終目標の数字を申し上げただけでございます。それに至るまでの年次計画については外務大臣には説明をいたしております。また外務大臣が今まで国会において答弁せられたところを総合してみますと、外務大臣もそういう資料をアメリカ側に示して説明したとは申しておられないのでありまして、口頭をもつてダレス長官その他の責任者と話をしたということとを答弁しておられるのでありまして、そのときに今御指摘になりましたやうな資料を示しておるものでないことは明瞭であると存じます。また昭和三十一年度の予算がすでに成立をいたしましたから、従つて三十二年の計画につきましてもこれから検討をしなければなりません。しかし新聞に出ておられますやうな数字の根拠は何もきまつたものはないと存じます。これから検討をするというところになるわけでございます。

○吉田法晴君 重光外務大臣がダレス国務長官に説明をされたのは資料に基づいておるとは言われておられぬ。口頭で御説明になった。説明は口頭でなされ

たでしよう。私が申し上げておるのは、この声明を普通に読みますと、日本の防衛当局が策定した諸計画というものがあつたということをこれは表明しておる。アメリカ側に説明のできる諸計画が、民主主義のもとにおいてあるいは国会に出せないはずのものではないと存じます。そのときに提示されたといひますか、重光外務大臣に持たせてやられた諸計画、防衛庁試案といひますか、これを国会法に基いて国会が要求をいたしますならば、これはお出しにならぬわけにはいかぬだらうと思つたので、これが今までの説明、口頭の説明をされてきた、あるいは文書も出てきておりますけれども、そのほかにあるならば、今まで言われたやうな三十五年度の、三十五年度分について十八万、あるいは十二万何千と一万三千と、こういう数字だけではないのです。計画の資料を一つお出しを願いたいと思つた。

○国務大臣(船田中君) これは先ほど申し上げた通りでございます。防衛当局として外務大臣に提示いたしましたものは、先ほど堀委員に対して私がここで答弁申し上げたあの数字を申し上げたわけでございます。それ以上資料はございません。

○吉田法晴君 それでは委員会として要求をいたしますけれども、外務大臣が携行された防衛当局の最近策定した諸計画というものは、すでに本院に提出せられております資料と全く違ひがない、こういうことですか。

○吉田法晴君 納得したいところですが、これはあらためて要求をするにとにして、先に進んで参りますが、それで今、新聞記事について、こういう新聞記事が出ておるけれども、それは全然きまつたことではない。もちろん防衛庁できまつたものではないでしよう。防衛庁で省議を開いておきまなかつたものではないでしよう。それは予算なら予算についてまとめて要求をするという省議が開かれるまでは、防衛庁できまつたというものはございませぬでしよう。しかしここに書いてありますのは、これは相当詳細に書いてありますが、「陸上、海上、航空三幕僚監部と内局との間で三十二年度増強計画に伴う業務計画の作成について折衝を始めたもので、内局の見通しでは」と云々といふことで、その内局の試案といふのです。試案の試案の、また試案かもしれないが、そういうことであるのは間違いない。しかも陸上一万七千名、それから海上についてD型駆逐艦二隻の建造を中心にして云々、これはやっぱりちゃんとした案です。これはごらんになつていただろうと思つたけれども、そういうものが防衛庁の中に案としてあることは、これは御否定になるわけにはいかんと思つた。それは初歩の案として、固まつておるかどうかといふことはとにかくとして、こういうものは全然ありませんか、あるでしよう、どうか。

○国務大臣(船田中君) 今のは御質問ですか。

○吉田法晴君 そうです。

○国務大臣(船田中君) それらのことにつきましては、三十二年の計画を現実に立てますときに、十分検討して

参るのではありませんが、防衛庁の案として決定するまでには相当まだ時間もありまじやうし、現在においては三十二年度の予算をどの程度にするかということについては何らきまつたものを持つておりません。

○吉田法晴君 予算要求の数字として確定しておらんという事は私も認めますよ。それは時期が時期ですから。それはやっぱり省議を開いて検討をしなければ、防衛庁案にならんことは私もよく知つておりますよ。しかし私は五カ年計画との関連において、三十二年度陸上二万名をふやすという計画は、これはどうかにおありになるでしょう。そういうことを申し上げておるのです。そういうものも全然ないのですか。

○國務大臣(船田中君) これは各幕僚の個人個人がどういふ考えを持つておるか分かりませんが、しかし少くとも国会において論議の対象となるような責任あるものについては何ら今のところはきまつておらないのでありますから、従いまして、そういうものがあるとかないとかいっても、これはこの御論議の対象になるべきものでないと存じます。従いまして、私責任者といひましては、三十二年度の予算の基礎になるような数字の確定したものは何ら今のところはまだ持つておりません。

○吉田法晴君 予算のことを今尋ねておるのではありません。もちろんそれは予算は三十二年度予算がきまつて、その中で防衛庁の自衛力漸増費が幾らになるかきまつなければ、これはもちろんあなたの方から国会の論議を願うべき筋じゃないことはこれはわ

かつております。そういうことを尋ねておるのじゃない。防衛能力漸増に關する防衛庁案というものを先ほど伺つて、その中で今十八万という数字が出てゐる。その十八万という数字について、三十一年度も一万、それから三十二年度も一万ふやす、こういうのが少くとも出ておりますが、そういう点について、防衛庁としては試案であるかないかは知らんけれども、そういうものがあるのじゃないですか、こういうことを申し上げておる。

○國務大臣(船田中君) これはもう吉田委員も御承知の通り、予算をとるまでの過程においてはいろいろ考えはあるだらうと思ひます。しかしそういうまだ一小部分の、腹の中に持つておることをあるかないかとお聞きになられても、これは私責任者として、こういうものがありまじやうとか、なかりやうといふことはちよつと答弁しかねるのです。いろいろ検討の最中においてはいろいろなこと、数字も出てくるだらうと思ひます。ことに明敏な新聞記者諸君がそこを想像していろいろお書きになることもあるだらうと思ひます。しかし防衛庁といひましては、六カ年計画といふものを試案として持つておりまして、最終の目標は先ほど申し上げたやうなことでございまして、その年次計画をどういふふうに立てるかといふことは、今後検討をして参ることとございまして、これは国際情勢ともならみ合せ、また米軍の供与物資、装備等も勘案いたしまして、そうして先ほど来申し上げておるやうに、極力国情に相応する最小限度の防衛態勢を整備する方向に向つて、あるいは財政、あるいは経済、あるいは民生の安定、

それらの諸要素とにらみ合せまして、無理のない案を立てて参りたい、かように考へて、せつかくこれから努力をしようといふところでございまして。

○吉田法晴君 予算のことを聞いておるのじゃないのですよ。初めとしりがあつて途中がない。で途中はきまつておらんと、こういう話、これはだれが見ても途中もあると思ひますが、アメリカには説明をされた。それから国会には説明をされた。国民には説明をされん。ところがしりとはとにかく新聞記事に出ておるじゃないか、こういうことを申し上げておるのであります。が、いや、それは一幕僚がどういふことを考へているかわからんと、こういう説明ですが、私はしりがここにばれてゐるのだと思ひますが、それじゃこういう新聞記事が別にありまして、六カ年計画のうち陸上十八万について、三十三年度ですか、一万ずつふやして三十五年度になつて十八万といふのはなくて、三十三年度に十八万といふことでございまして、一万ずつふやしていけば、そういう計画があるやうな新聞記事がどうか出ていたと思ひますが、そういうことではございせんか。

○國務大臣(船田中君) その点のことは今後十分検討していこうといふことでございまして、何らきまつたものを持つておらんのではありません。それからなお念のためお断り申し上げておきますが、アメリカ側に説明しておることで国会において特に隠してをやるなどという事は毛頭ございせんから、その点は誤解のないやうにお願いをいたします。

○吉田法晴君 それじゃ人数のことを聞き始めましたついでにもう少し伺いますが、池田・ロバートソン会議のときに、十個師団陸上自衛隊を作る、こういう了解は大体向うから取りつけられた、こゝまゝ説明をせられた。これは否定されまじけれども、新聞、雑誌その他はさう言うて記事を書いてゐた。ただ一個師団の人員が、第一線を中心にして一万八千か、それとも三万二千とか、あるいは三万五千とか、単位の点が争われてこれはきまつたなかつた。しかし向うから一万八千ではなかつた。要請をせられたという話を私も聞いてきておる。これはいつか伺つたところが、長官は否定された。ところがこのごろの新聞記事にはその辺がちゃんと出てゐるのです。現在の陸上十八万名の内訳は、第一線主動部隊十三万五千、後方業務部隊四万五千名といふが、この比率は近代戦を遂行するためにはアンバランスである。たとえば米國は海外派兵軍で主動、後方の比率は一對一、本部までを含めれば主動一對二、後方二の割合になつてゐる。日本はそれほどの比率は要しないが、非常の際は一對一の割合を保つことが作戦要求上必要とならう。それからまあ十八万以上に増強することは、艦艇、航空機の増強に膨大な費用、防衛費をさかなければならぬ現状から見ても、極めて困難ではないか云々、その次に、これはあとから聞くことですが、作戦要求上あくまで増強する場合には徴兵の論議が対象となることが予想される。この予想されるというのは新聞記事ですが、人数については十八万名、十個師団、その一個師団がふえるかふえないか、これは第一次といひますか、

今の防衛計画が終つたあとのことについて、あなたから言わせると観測記事かもしれないけれども、第二次防衛計画の検討にそれぞれの幕僚研究室が着手をした。海軍の場合には企画室を設ける。その企画室で第二次計画の準備を進める。その第二次計画の中身ですが、そういう何と申しまじやうか、要請といふか、あるいはさういふ考慮といふか、こういうものはさういふにならないのですか、あるのですか。

○國務大臣(船田中君) それは先ほど来申し上げておりますやうに、各幕僚においては常にわが國の防衛態勢をどういふふうにして整備するかといふことについて研究しておるのでありますから、そういうことを考へておる者もあるだらうと思ひますが、しかしここに私が責任をもつて申し上げる案としては確定したものは持つておりません。

○吉田法晴君 確定したものは持つておらぬことは先ほど承知しておることでありますが、しかし問題は、これは単なるやはり新聞ニュースじゃないんです。あるいは幕僚なら幕僚の中でさういふことを考へておるだらう、その幕僚の考へと、それからまたまた私どもが聞いておるアメリカの要請とが合致をしておるから、あなたたちは否定をされるけれども合致するから、そこでさういふ方向に今の六カ年計画が終つてもさらに増強をせられるといふ方向にあるのじゃないだらうか、その点が一つ。

それからもう一つは、今幕僚で考へてゐるものがあるかもしれぬ、こゝういふことだけれども、しかしこれはシヴィル・コントロールの問題もあります

が、内閣と、それから自衛隊の何とい
いますか、制服の考えもありまし
う。従つてそれはそういうことも考
えておる者もあるだろう、こういう無
責任な答弁をされるのじゃ、これは防
衛庁長官として私はどうかと思ふ。も
う少しまじめに答弁して下さい。

○國務大臣(船田中君) まじめに答
弁しろとおっしゃれば、私はまじめ
に答弁しておる。それで今あげられ
たような数字は、それはいろいろ論議
しておる過程に出た数字かもしれま
せんから、そういう責任のないものにつ
いては、こういう公けの席において私
が責任を持つて答弁する資料にはな
らぬといふことで申し上げておるの
であらう、私は決してふまじめな答
弁はいたしておりません。

それから先ほどお尋ねの前段でござ
います、昭和三十一年度の、いわ
ゆる防衛庁試案の六カ年計画、長期防
衛計画の終った後の第二次計画につ
いてはどうかとお尋ねでございま
す、第二次計画については、今私ども
といたしましては何ら計画を持ってお
りません。

○吉田法晴君 何ら計画を持ってお
らぬといふことは、今の防衛計画以上
はふやそうといふ考えは持つてお
らぬ、こういうことなんですか。

○國務大臣(船田中君) ふやすかふ
やぬかといふことについての計画を
持つておらないといふことでござい
ますが、ふやさないとも申し上げかね
ますが、ふやすとも申し上げかねるわ
けであります。

○吉田法晴君 しかし、これは今の防
衛庁長官として幕僚その他でどうい
うことを考えておらうと、それは正式な

話じゃない、あるいは防衛庁として、
政府としても正式な話じゃないとい
うなら、今のところ要求をしておる三
十一年度予算、あるいは防衛計画とい
うものについて責任を持たれるなら、前
からまあ質問をしておることです
から、第二次防衛計画といふものは立
てないなら立てない、あるいはそれ以
上に増強するなら増強するといふ計画
はないといふことか、それではない、第
一次防衛計画が、今の六カ年計画が済
んだらさらにふやすかもしらん、こ
ういふ方針だ、はつきり方針はなけれ
ばならぬ。今のうちに、それはふやす
とも言明しかねますけれども、それは
ふやさないとも言明しかねますといふ
なら、否定されるけれども、アメリカ側
からの要望も、十個師団からの単位に
ついてはもとふやせといふ要望も否定
するわけにいかぬだろう。あるいは幕
僚会議の中で第二次防衛計画について
考えておるといふことも否定するわけ
にいかぬでしょう。

○國務大臣(船田中君) 防衛の責任者
といたしましては、先ほど来御説明申
し上げておる防衛庁試案として、
昭和三十一年度から三十五年度に至
る六カ年の間に最終において陸上十八
万、海上艦艇十二万四千トン云々とい
うこの目標を達成するために、まず國
防会議が設置されましたならば、諸般
の資料を整えて、そうして政府として
この長期防衛計画を確立していただく
ます、これを國防の最小限度のものとし
てその実現をはかるというところに努
力をして参ります、その後のことに
つきましては、これは國際情勢もよく
見て参らなければなりませんし、また
アメリカ側との共同防衛についての十

分な連絡と研究もして参らなければな
らぬのでございまして、従つて第二
次計画につきましても、現在のところ
何とも申し上げかねるというもので
ございまして、すなわち第二次計画とい
うものは、今のところ持つておりませ
んといふことを正直に申し上げておる
わけでありまして。

○吉田法晴君 第二次計画を持つてお
らぬといふことは了承をいたします。正
式に持つておられぬといふことは……
ただ、今、國際情勢の変化あるいは防
衛、共同防衛の建前云々といふ話が
あつた。もう一つは、これは従来言
われてきた日本の経済力の限界といふ
点もありまして、従来の説明でい
う、防衛六カ年計画なら六カ年計画と
いふものがこれは限度だといふことの
説明はございしました。第二次防衛計
画云々といふことは今まで全然なかつ
た。話に全然なかつた。私どもも念を
押したけれども、そういうものはござ
いしませんといふことだつた。そうす
ると十八万なりあるいは千三百機、十二
万四千トンといふことで終るといふこ
とを了承しておる。その審議の最中
に、新聞ではありますけれども、第二
次防衛計画といふものが報ぜられた。
防衛庁の試案であらうと、幕僚研究室
の家であらうと、そういうものが出て
参りました。しかもそれはちゃんとそ
のような数字が入つておる。それから一
部には来年度の予算までついで出てき
てゐる。それとするとこれはやはり限度
はないのだ。アメリカならアメリカから池
田・ロバートソン会議のときにもこ
ういふ案があつたといふし、しかし六
カ年計画なら六カ年計画ができて、先
はエンドレスだ。こういうことを感ず

るのはこれは当然でしょう。その間に
鳩山内閣として限度はないはずだ。ズ
ロースはないのだ。これは心配するの
は当然だと思ふ。私はまあ失言だと言
われました。しかししたとせば攻撃が
あつた場合には外国の基地もたたく
か、たたかないかといふことは、これ
は大問題だ。そこで質問して、船田長
官に自衛の範囲といふものをちゃんと
はつきり線を引きもたらうことにし
てもらつた。僕がこの間やつてもらつ
たことを、先ほど堀さんと間に質疑が
ありましたけれども、その質疑では明
らかに承知して承知しては、私
はここの間の答弁で了解をして、これ
はやはり限度を引かなければ、ちゃんと
限度を引かなければこれは大へんなこ
とになる。これは國を滅ぼすことにな
つてくる。これは幕僚なりあるいは
制服の点では敵がふえることが、ある
いは力がふえることが望ましいでし
う。望ましいでしうが、それではそ
れに対して防衛庁長官としてあるいは
政府としてどれだけのコントロールを
されていくのか。これはやはり大問題
だと思ふ。言われるようにそのズロ
ースはあるのかないのか。あるいは限
度があるのかないのか。あるいは防
衛庁長官としてのはつきり言明を願
なれば、どうも聞いていて、場合
によつては憲法解釈の点について、こ
の間のちよつとズロースをはいてもら
つた防衛計画についても、そうすると自
衛隊法の一部改正なりあるいは防衛
法案、それ自身は小さいものです。
小さいものだけれども、これはいつま
でたつても審議する限度はないのだ、
あるいはあるのだと、こういうことを

感ずるのは、これはやはり大臣として
大きな問題だと私は思ふ。そこで時間
を私にだけいてその点を明らかにして
いただきたいと質問をしてゐるわけ
なだけども、今のお話ではつきりい
たしませんが、どういふことなん
ですか。共同防衛あるいは國際情勢とい
ふことで向うから要求があつたかもし
れぬ、あるいはあるかもしれない、ある
いは國際情勢の変化といふのはこれは
三年たてば三年、少しは変化がありま
すよ。どんなとにかくふやしていく
のか、その点を承知したい。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁の責任
者といひましては、先ほど来お話し
申し上げております防衛庁試案として
持つております目標を達成すること
に最善の努力をして参りたいと思
はれておるものであります、それから先
のことは計画を持っておりません。

○吉田法晴君 それから先のこと
は計画を持っておりませんといふこと
ですが、それでは幕僚その他の、新聞紙
に報ぜられておりますような要請が、
あるいは共同防衛といふ建前がある。
あるいは防衛庁の何と申しますか、制
服と申しますか、あるいは防衛と申
しますか、そういう点からいひました
場合にはどうなんですか。先のこと
はわからぬといふのですか、今はない
のですけれども、先のこととはわから
ぬといふのですか。それともそれにつ
いての防衛庁長官の正式の方針を承
知したい。

○國務大臣(船田中君) 先ほど来申
し上げておりますように、防衛庁の試
案を達成する、これは政府案としてま
だきまつておるものではありませんが、
国防会議が通過いたしましたして、

議が設置せられなければ、国防の基本方針あるいは防衛計画あるいは防衛生産等、あらゆる資料を集めまして、そうしてこの防衛計画案として持つておきますものをぜひ長期防衛計画として、政府案としてこれを確認してもらいまして、目標を達成するということに努力して参りたいと思ひます。

それから先の第二次案というものにつきましては、全く私のところで今、現在において何ら計画を持つておらないことは、ここに再び申し上げるところでございます。

○吉田法晴君 今こういふことになつておるといふ今の説明は何べんもまあ昔から聞いてきたわけです。耳にタコのできるほど聞いてきたのですが、それも問題だと思ひますが、国防会議に逃げてしまふ。防衛庁長官は防衛上の責任者なんです。まだ国防会議ができませんのに、国防会議の設置法はなるほど衆議院に出ておる。これは通るか通らぬか知りませんが、あなたは通るように思つておるかもしれせんが、しかし責任者が、これからできる、今まだできておらぬような機関に逃げ込むことは、私は無責任だと思ひます。無責任だと思ひますが、それはいいとして、今伺つておるのは、新聞紙等で第二次防衛計画の概要といったようなものが報ぜられたりするが、これは今のあなたのお話のように、六カ年計画を持つておつて、六カ年計画を何というか、推進したいというか、これをとにかく今やるのがさしあたりの最大の問題であつて、第二次防衛計画のときには問題ない、これはまあ私の知るところではないというなら一応わかり

ますが、しかしそれにしても現に出ておる。だからこれについては感想と申しますか、防衛庁なりあるいは政府の態度というものを聞いておるのですから、もう少しこれについておのづから、もう少しこれについておのづから感想というか、決意というか、そういふものを一つ承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中) 防衛六カ年計画、いわゆる防衛庁の持つておられます試案を達成するということがまず急務でありまして、そのために努力をして参るわけでありまして、それから先の計画は考へておりません。

○吉田法晴君 そんならこういふ新聞記事を防衛庁なら防衛庁から出たといふことは、遺憾だといふますか、あるいは出した者があれば不謹慎だといふのですか。あるいはさういふものは考へておらぬので、防衛庁としても何と申しますか、その責任を究明する、さういふ態度ですか。

○國務大臣(船田中) 新聞に一々出ることゝ私が責任を持つてここに答弁申し上げるというわけには参りません。

○吉田法晴君 責任を持つて答弁されぬ……。あなたの責任は、それはあなたの部下からこういふものが出たのですから、これは何もないならこれは出やしない。それはあなたがこの記事について全面的な責任を負ひ得るものではないといふことはわかります。わかりましたけれども、防衛庁の中からこういふものが出たことは間違いない。この中に名前が書いてないけれども、陸幕研究室は云々、あるいは海軍も企画室を置いて云々といふことですが、その研究室なりあるいは企画室に入る予定の人といふますか、入るべき人等の

中からさういふものが出てくるのでしよう。これにはいろいろな重要なことが書いてあります。それについて防衛庁長官としては、あるいは政府としては、さういふものについて責任を負えない、あるいは私がさういふ計画を取り上げて長官に質問をするといふことが迷惑だといふのなら、さういふものをとにかく発表したものについてその責任をとるか、あるいはさういふものについて全面的な否定をされるか、これはどちらかでしょう。

○國務大臣(船田中) 新聞の記事につきまして一々どうもここで責任を持つていふわけには参りません。それが、新聞記事が自衛隊の幹部から正式に発表したものと、あるいは責任を持つて声明したとかいふことで、それが間違つておる、防衛庁の方針と違つたことを言つておるといふのなら責任の究明といふこともございすけれども、さういふ予想的な記事、多分にそこには想像も入つておると存じますが、さういふ記事が出たからといって一々下僚の責任を究明するといふわけには参らぬと思ひます。それは決して適當な方法ではないと思ひます。もちろん自衛隊あるいは防衛庁の幹部が世間を惑わすような発表をしたり、あるいは言動をするといふことがありますれば、これは厳に戒めて参らなければなりませんけれども、しかし新聞に予想的な記事が出たといふので一々それを取り上げて、その責任を究明するといふわけには参らぬと私は思ひます。

○吉田法晴君 これがたとへば民間の軍事評論家といふか、さういふものもありますから、さういふところから出た記事なら、あるいは話ならばそれは問題ないです。あるいは生産問題について、軍需産業問題について経団連の防衛産業委員会からさういふ希望を持つておる、あるいはさういふ計画を出したことは間違いない。名前まで書いてあります。あるいは陸幕研究室は後に陸軍補を長とし、定員四十名を有する云々と書いてあります。そこから出たか出ないか知らぬけれども、さういふところから出たことは間違いない。直接野尻陸軍補がしゃべられたかどうかは知りません。しかしその辺から出たおるといふことは間違いない。陸幕研究室云々と書いてあるのです。これはあなた見ておられるでしょう。さうしてそれが防衛庁の方針として、あるいはたゞ今防衛計画が終つたらその次の第二次防衛計画の検討に着手したと書いてある。前の方をあれしと、お読みになつておると思ひます。けれども、今国会で国防会議が成立し、防衛計画の実施が本格化することを予想し、現行六カ年計画の目標達成後の情勢に対応するため第二次防衛計画の検討に着手した、さういふようなふうに書いてある。これが防衛庁の正式のきまつたところか方針であるかといふことは、あなたの答弁からいふ見がかり。あるいは要望がある。しかしアメリカの要望とも関連をして今の六カ年計画のあとにさういふ計画があるのじゃないかと考へるから、今の説明はそれはさしあたりの話であつて、先はさういふ、とにかくエンドレスなものはあるのじゃないか。たとへば日本

の経済力から考へてみて、今はさうなんだ、しかし国民所得がふえればふえておるけれども、それは先まで幾らでも行くのだ。あるいはたとへばそれは防衛庁の中の説明でなければ、近代戦争をやろうといふ考へはない。それは最小限度の、局地と申しますか、局地戦と申しますか、あるいは侵略に對してさしあたりのささげに役立ただけの自衛力を持つのだといふお話を、それは何と言われようと軍隊で、軍隊ができてきたら、そこから無制限に大きくしていくといふ要望が出てくることは、これは今までの実績から見てもさうでしょう。さういふ傾向がある。さうするとこれはこれだけでなくて、もつと拡充計画あるいは拡充の希望といひますか、意見が出てくることは、これは間違いない。さういふものに対して防衛庁は、今のところ長官として知らぬ、あるいは政府としてはさういふものについて省議も閣議もやっておらぬから知らぬ。知らぬでおいても太るものはだんだん太る。しかもそれは戦争じゃありませんけれども、しかししておることは同じだと思ひます。あるいは満州事変が起つて――満州事変は関東軍なら関東軍で起されたのですけれども、それが不拡大方針にもかかわらず、どんどん拡がっていく、これはある程度のさうした実力軍隊ができれば、それは自分で大きくなつていく。あるいは大きくなるために事件もこしらえていくのだらう。これは警察だつて軍隊だつて同じです。それが軍隊であるだけに、実質軍隊であるだけに私は危険なものを持つておると思ひので

す。シヴ・コントロールが嚴重に行われておると言われておりますが、私はその点について疑問を持っておりますが、あなたはその点についてそんなに心配しておられるのであります。これについてのかく感想といひますか、それは全然その点は知らぬから、そこでそれについては説明をする限りではない、こう言われるか。あるいはもう少しこれに対して政府というか、あるいは長官としての感想をお持ちになるのか、重ねて伺ひたいします。

○国務大臣(船田中君) 私が本会議なり当委員会において御説明申し上げておることが、これが政府の方針でありまして、ただいまお説き上げになりましたような新聞記事は、私は責任を持ってそれについてお答をするわけには参りません。

○吉田法晴君 ですから、その一々の具体的内容についてはとにかくとして、大まかな方針として、今の計画が達成されたら、あと第二次防衛計画といふようなものを立てるのか立てぬのか。あるいはそういうエンドレスにとにかく拡大していこうという方向については、とにかく政府はどういう方針を持っておられるか、それを承わりたい。

○国務大臣(船田中君) これにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、防衛の責任者といひしましては、防衛庁試案として持っております長期防衛計画なるべく円満にすみやかに達成するように努力をして参るということでございます。第二次計画はしばしば申し上げる通り現在持っております。それからただいま吉田委員は非常に制服の権力が強くなるだ

ろうといふことを御心配になっておりますが、戦後の自衛隊におきましては政治優先といふところを堅持して参るのであります。すべての問題は内閣が責任を負ひ、そしてすべての大きな問題については国会の自由な御議論によりまして多数の意思によつて決定するといふことになるのでありますから、戦前におけるがごとき一部の制服のやつておられますことが直ちに政治を支配する、国政を動かすといふような心配は毛頭ないと思ひます。

○吉田法晴君 それは一部の、あるいはかつての板会、絆板会とかいつたやうな一部の軍人が政治全部を引つぱつていくといふやうなことは、これはすぐに想像されることではありますませんが、しかし制服とそれから何といひまじやうか、内局と申しますか、これはシヴ・コントロールの政治優先の原則が防衛庁の中、政府とあるいは日本の制度と、それから防衛庁の一般の關係もですけれども、それはやはり防衛庁なら防衛庁の中にもこれはあるべきでしょう。あるいは防衛庁長官なら防衛庁長官が政府の一員としての防衛庁長官がこの防衛庁あるいは防衛隊の中でのほんとうのこのコントロールをその執行機関だ。これはやはり防衛庁の中の組織機関にもあるでしょう。あるいは連営の中にもあるでしょう。あるいは何といひますか、全般的なあれだけなくして、防衛庁の中での制度上あるいは組織上の保障といふものがなきやならぬと思ひますが、そういう際に、たとえば内局なら内局といふものに全然相談なしに、あるいは陸幕なら陸幕、あるいは海幕なら海幕の中からこういう計画案が出ていくところには、私は

やはり問題の芽生えがあると思ひますが、それについてはどうですか。新聞はどこから、あるいはどういふ考え方がどこであらうと、そういうことは自分の知つたことぢやないと、こういうことですか。

○国務大臣(船田中君) 政治優先といふことは防衛庁の中においてつづばに実行されつづつあります。従ひまして政府案として確定いたしますのは、もちろん各幕僚の意見も聞きますが、しかし内局においてこれを審議をし、予算等につきましても大蔵省その他関係省とも十分協議をいたし、そして政府案として提出するといふことになり、なお国会がこれについて自由な議論によつて決定するといふことになるのでありますから、ただいま御指摘のやうな心配は毛頭ないと思ひます。

○吉田法晴君 防衛局長も来ておられるようですから、防衛局長に伺ひたいと思ひますが、その陸幕あるいは海幕といったやうなあれが出ておられますが、これは一々あげると切がありませんけれども、こういう何といひますか、客観的なやうな事実も相当あります。あるいは客観的な考えであらうと考へられるものもありませんが、こういう考へ方があるのかどうか、全然ないのか、あなたから一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(林一夫君) 先ほど長官からお話のありましたように、新聞に出ておられます数字等につきましては、私どもはまだ全然存じていないのであります。もちろんどのように今後増強していくかについてもまだ、先ほどお話がありましたが、方針といふものは

はきまつておりませんので、そのやうな数字については存じておりません。

○吉田法晴君 それでは来年度の増強計画といふか、新聞によると、陸上十七万、あるいは予算の総額千二百七十億と、こういうやうな、これは人数がきまり、あるいは装備があげられて、それから金額が出てくるのだと思ひます。これは長官は全然御存じがないといふことですが、さつきのお話でいふと、内局も御存じがない。あるいは幕僚室か、あるいは局長のところまでいつていいかどうかは知りませんが、これも、こういう考へ方があるといふことは、これは事実のやうに思ひます。責任を持って答へできるかどうかという段階はとにかくとして、こういう点が来年度の増強計画については、希望と申しますか、そういうものをそれぞれ自衛隊で持つておると、こういうことは言えるのですか、言えないのですか。

○政府委員(林一夫君) ただいまも申し上げましたように、数字については存じていないのでございまして、今後の増強をいかにすべきかといふことは、今後検討していくべき問題だと存じます。

○吉田法晴君 それじゃ長官にこの点だけ伺ひたいと思ひますが、自衛隊の増強の目標、数字については先ほどお話のございましたけれども、何度もお話の返して今説明を聞いておりますが、どの程度のものを持つつかといふことについて、一応の目標なり限界なりといふものがあるだらうと思ひます。それを一つ御説明いただけませんか。

○国務大臣(船田中君) それは先ほど来申し上げて防衛庁試案として持っております三十五年度において達成する(吉田法晴君)数字じやないんです(吉田法晴君)その数字でございまして。

○吉田法晴君 数字じやなくて、先ほど申し上げましたが、たとえば経済的な能力の限度といふものが一つあるでしょう。それからあるいはこれは安条約が何かあります侵略的なものにならないやうなものとして、言いかえれば自衛隊といふことで、自衛なら自衛の限度、それもよそまで行かないで、これは攻撃できるというものは間違ひで、守り得る云々といふことで、守り得る限度についても一応その限度といふものがあるでしょう。法文じやなくて、とにかく今の考へ方を一つ率直にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) それは先ほど申し上げたわが国の国力及び国情に相應する最小限度の自衛といふことが限度でありまして、他國に脅威を与えない防衛態勢を整備するといふことが目標でございまして。

○吉田法晴君 そういふ今までのやうな抽象的な説明じやなくて、もう少し防衛庁長官になられたのだから、法文解釈の説明じやなくて、防衛庁長官としての説明をお願いしたいといふのですが、先ほど私が言うように、国力に云々といふことになれば、これは二・二%といふことですね。それじゃあ三十五年の二・二%、三十六年度の国民所得がふえると、こういう計算にすれば幾らでもゆきまじやう。しかしそれじゃあ最大限の増勢は、国民所得の増加に正比例するといふことになれば、先のエンドレ

○吉田法晴君 先ほど長官からお話を伺ひましたように、新聞に出ておられます数字等につきましては、私どもはまだ全然存じていないのであります。もちろんどのように今後増強していくかについてもまだ、先ほどお話がありましたが、方針といふものは

はきまつておりませんので、そのやうな数字については存じておりません。

ス的な、経済的な問題だけになる。ところがそうじゃない。そうじゃないと、国外に全然出ることはない。あるいは侵略的な要素は持たないんだ。守り得るだけ、しかもそれが近代戦に耐えるというのでなければ、さしたるにかく日本なら日本において防げる云々という限度、その限度を、たとえば数字なら数字についていけば十八万なら十八万という数字ならあります、今の十管区というか、そういう限度が出てくるでしょう。そういうものがどういふような要素、経済的にはどう、あるいは力の点においてはどうか、守るというけれども、その守るという具体的なあれをもう少し明確にお示しを願いたい。そういうものがあるのかないのか。経済力云々ということで、先のエンドレスのような感じもするし、それから説明は国情と国力云々という話があるけれども、新聞記事等を見れば先はないような感じがする。それから、それでは完璧を期するということになれば、どんな守勢にしろ、あるいは守るにしろ、これはだんだん大きくなっていきますよ。だからそういうものについてどこか限界、目標というものを政府はお持ちになっているのかどうかと、こういうことです。

○国務大臣(船田中君) これは御承知の通り三十五年度の防衛関係の総額千三百二十七億円を、国民所得六兆六千六百億円に比較いたしますと二%、それから予算総額九千九百十四億円に比較いたしますと一三・四%ということになっております。また三十一年度におきましては防衛関係費総額が、これは防衛分担金、施設提供費等を入

れて千四百七億円、これを国民所得の六兆八千九百九十億円に比較いたしますと、これまた二%、総予算額一兆三千四百九十九億円に比較いたしますと一三・六%、こういう数字が出ております。従いまして、大体長期防衛計画におきまして二%強というところを目標に抑えておるわけでありまして、これを日本と同じような敗戦国である西ドイツやイタリアに比較いたしましたも、その数字ならば決して多きに失するということはないと存じます。御参考のために申し上げますと、西ドイツにおいては八%、国民所得に対して八%三になっておりますし、イタリアにおいても四%四というような数字が出ておりますので、まず二%強ということならば、大して国民に大きな負担をかけるものではないというように考えます。

○吉田法晴君 それは外国の数字等も出されましたが、これは国民所得の総額を考えたならばならぬし、あるいは一人当りの生活水準というものを考えたならばならぬし、それは比較にならないのですが、私が聞いておるのは、そういうものでも限度がたとえば絶対力についてあるのかどうか、国民所得の二%強なら二%強ということでも、それだけでいふならば限度はないでしよう。三十五年度なら三十五年度になって、あなた方は否定されるけれども、二千億から二千二百億くらいを考へておられるようですが、これは経理局長から御説明願いたい、あるいは目標をお持ちだそうなのですか。これは予算委員会でも否定されたけれども、総額三十六年度に二千億ないし二千二百億というものをもちだそうですが、

そうすると三十七年度になると国民所得がふえる、まあこれはふえるでしよう。ふえるとなると、二千億とか二千二百億とか、またこれはふえます。いつまでたつても限度がない、パーセントだけだからいふならば、そういう限度があるのかないのか。たとえば別にさしあたり考えられる何と申しますか、一集団なら一集団の攻撃をさしあたりこれを撃滅するということがないけれども、ささえるとか何とかいうことで、たとえば十個師団とか十管区とかいう考え方がないでしよう。その限界もない、あるいは経済上の限界もない、それからあなた共同防衛云々という話がありましたが、共同防衛はアメリカからの要請でしよう。アメリカの要請があったら幾らでもいのか、そういう限界があるのですか、ないのですかというところをお尋ねしておる。

○国務大臣(船田中君) これも先ほど申し上げておりますように、防衛庁試案の三十五年度における数字、たびたび御説明申し上げておることでございますが、これは国防会議ができてどういう決定を見るか、それは防衛庁試案の通り、その通りにいくかどうかというところは、それはわかりませんけれども、防衛庁としては、あの試案に掲げてある目標を達成するということを考へておるわけでありまして、従つてこれを財政的に見れば、国民所得の大体二%強、従つて国民所得が相当増額すれば二%強をこれにかけますれば、ある程度の増額はこれはやむを得ないと思ひます。またただいま立てております防衛庁試案を達成するという上

においては、大体財政面から見ますというのと、国民所得の二%強というものを掲げておるわけでありまして、その数字が昭和三十五年度の最終年度において、先ほど来御説明申し上げておるような目標を達成するということを目標にして、その努力をしておるわけでございます。そこにおのずから全く野放図にいくものでないというところはわかるわけでありまして。

○吉田法晴君 これはまあ経理局長ではないけれども、先ほど来御説明しておりますが、国民所得とそれからパーセンテージと勘案して、三十六年度、装備費と、それからその他、人件費が中心でありまして、一結にして大体同額というところで、もうそのときには防衛分担金等はないという前提で、二千億と二兆二千億とかいう数字を予定しておる、こういう話ですが、これはどうなんですか。

○政府委員(北島武雄君) 大臣からしばしば御答弁ございましたように、将来の計画につきましては、的確な数字を現在算出したしておりません。

○吉田法晴君 それからもう一つ、大臣が答弁せぬから局長答弁できぬということになるのですが、十八万、十二万四千、一万三千というその限度のほかに、自衛隊のとにかく増強について限度があるのかないのか、あるいは経済的に、あるいはその使命というか、考へられておる、この点は今答弁がなかったのですが、逃げられて、今の計画については、十八万あるいは十二万四千、一万三千、こういうことで限度がございまして、こういうことなんです。

○国務大臣(船田中君) ちょっと吉田委員の御質問になる御趣旨がよくも込めないのですが、頭が悪くてどうも困つたことですが、先ほど来昭和三十一年度達成する一応の目標、防衛庁試案として掲げておる数字はおわかりになっておるし、そうしてしかも、それは財政的に見れば、国民所得の二%強というところでございまして、それ以上にとりいふ目的あるいは使命といふますか、そういうものを自衛隊が持つかというお尋ねでございますが、その御趣旨がどこにあるか、私はつきりつかみ得ませんが、われわれはいたしましては、どこまでも自衛のための必要最小限度のものということを目標にして、またその方針にしておるのであります。決してよその国に対して脅威を与えようという強大なものを持つという考へは毛頭ございせん。

なおアメリカ側の要請云々というお話も先ほど来しばしば繰り返されたようでありまして、わが国土の防衛はどこまでも自主的にアメリカと協力して防衛するという方針であり、またその態勢をとつておるのであります。従つて日本が自主性を持つておればこそアメリカと協力をして参るのであります。アメリカの言うなりになつておることは毛頭ございせん。これはどこまでも今後におきましても、日本の防衛は日本が自主性を持つて、そ

してアメリカと緊密な協力をして日本の防衛態勢を固めていこう、こういう方針でいくつもりでございます。

○吉田法晴君 まあ限度問題なんです
が、方向を示して、それぞれ経済的に
あるいは防衛の態様について目標と限
度があるのですけれども、それを今お
尋ねをしたのですが、御答弁はなく、
今のような抽象的な御説明があつたの
ですが、それでは自主的に防衛をする
のか、あるいは共同防衛か、こういう
ことを、それは説明がございましたか
ら、それではお尋ねいたします。自衛

という考えもあるでしょう。その点はどうなんでしょうか。自主的な防衛と、それから共同防衛と同じだと言われ、ましたけれども、日本だけで、日本の防衛力だけで防ぐというのが、アメリカの防衛力も加えて防ぐというのが、これはうんと違う。日本の防衛力だけで防ぐという建前ではないように私は思うのですが、安保条約、あるいは自衛隊を作るときの最初から考えてみてもそうだと思うのだけれども、その点はどういうふうにお考えになるか。

○國務大臣(船田中君) 自主性を持って日本の防衛態勢を整備していくという事は、何も日本の独力で日本の防衛態勢を整備するという意味ではございません。日米安保条約の規定によりまして、わが国の防衛については日米共同で防衛するという事になっておるのであります。しかし共同ということとは、こっちが自主性を持っておればこそ共同ができるのでありまして、アメリカに隷属しておるといふ意味ではないわけです。そういう意味においては日本は自主性を持って日本の防衛態勢を整備しつつあるのだ、もちろんアメリカの協力を得て、アメリカと共同して日本の防衛をやっておるのだ、こういうことを申したわけであります。

○吉田法晴君 それは、まあ説明はわかりました。自主性の説明は。私どもはそうでないと思うけれども、あなまたの自主性という意味は、強制されて、あるいは隷属されておるのではありませんか。という説明はわかります。ではそういう共同防衛ということとどの程度の程度とにかく日本として防衛力を持つということをお考えですか、見解があるんですか、ないんですかということです。

○國務大臣(船田中君)　ですから先ほども来申し上げておる自衛のための必要最小限度の防衛態勢を整備するということが、すなわち防衛の限界であります。すなわち国力と国情に相應する最小限度の自衛態勢を整備する、これがすなわち防衛の根本方針であります。

○吉田法晴君　また返りましたが、自衛の最小限度といつても、その最小限度も数字に出してくるとにかく根拠があるでしよう。たとえば先ほど経済云々といへば、それは皆国民所得の二、三割云々、二、三割といつても、それは昭

和三十六年なら三十六年に幾らになる。ところが三十七年になればそれはそれではしょう。二千二百億にふえるでしょう。予想されておるものよりもふえるでしょう。先は変動するのですか、そうではないでしよう。だからどの程度のとにかく自衛力を持つか、それは国民所得だけでもない。それからあるいはたとえ十八万出てきた根拠、十八万とかあるいは十二万四千、一万三千というものが出てきた根拠はどういうところにあるのですか。

○國務大臣(船田中君) それは日米共
同いたしまして日本の防衛に當つてお
る。そうしてアメリカの駐留軍は、陸
上戦闘部隊は早期に撤退するといふこ
とでございますから、従つてそれと目
合つてできるだけわが方の陸上自衛隊
の整備を急いでおる。すなわち陸上十
八万という数字は、そういう情勢を勘
案いたしまして、昭和三十五年度にぜ
ひとも十八万に持つていくようにした
い、かように考えておるわけでありま
す。それから海上の十二万四千トンと
いうのは、これはわが国の港湾の防衛

であるとか、あるいは護送艦団とかい
りようなことを考えまして、そうして
その最小限度の十二万四千トンとい
う数字を出しておるわけであります。航
空につきまして、練習機をも含めて千
三百機というのは、要するにこの国土
の重要な地域の防空、それから哨戒偵
察、こういうことを主にいたしまして
て、なお地上の作戦及び海上作戦に協
力する、そういう必要から大体千三百
機という数字を出しておるわけであ
ります。

○吉田法晴君　まだ満足な答弁がいた

持って質問しているわけではございませんが、日本で自主的にこういう目標というものがなくて、今、陸上についてはアメリカ軍の地上部隊の早期撤退退却に見合って、あるいは撤退し得るようになり急いで三十五年に十八万、こういうことですが、この急ぐという点から言いますと、ことし一萬、来年一萬、あるいはその次に一萬、こういうことになるのかお尋ねしたのですが、その辺の御答弁がなかった。それから早期撤退を求めると、ことし一萬、来年一萬、あるいはその次に一萬、こういうことになるのかお尋ねしたのですが、その辺の御答弁がなかった。それから早期撤退を求めると、ことし一萬、来年一萬、あるいはその次に一萬、こういうことになるのかお尋ねしたのですが、その辺の御答弁がなかった。それから早期撤退を求めると、ことし一萬、来年一萬、あるいはその次に一萬、こういうことになるのかお尋ねしたのですが、その辺の御答弁がなかった。

撤退するわけではない。しかしそれは撤退の要件になるのだ、撤退交渉をし得る条件がそろったものと考えて、こういう答弁をしておられると思う。少くとも三十一年度につきましては新聞記事も、新聞記事だから責任持たぬと言われればそれまでですが、しかしあなたは十八万になったからといって必ずしも撤退するわけではないという言葉をさらに進めて、日本側で陸上自衛隊を増強したとしても、必ずしも米軍がそれに正比例して撤退するわけではない、こういうことがはつきり出たわ

か。この辺はとうなでさけなのですか。

○國務大臣(船田中君) それは予算委員会及び当委員会においても御説明申し上げておりますように、防衛庁試案が昭和三十五年度において達成されることとしたしまして、それに見合つて必ず米軍が撤退するものだということを断言はできないということを申し上げておるのであります、今日もそのことについてはここに繰り返して申し上げる次第であります。ただそれだけの白衛態勢が整備されますれば米軍撤退の基礎ができる。それから米軍が撤退するかしなないかということは、これは日米間の協定によつてできることでございしますから、従つてもし今日協定が成立すれば、それは即時にも撤退するでございします。しかしながら、国際情勢、あるいは日本の防衛態勢、それらを見合つて参りましたときに照いては、ただいま申し上げる様に昭和三十五年度において防衛庁試案の日標を達成したとしたしまして、直ちにそれに見合つて米軍が撤退するものとは私は言い切れないと存じま

始めましたから聞いて参りたいと思うのですが、これは予算委員会でも聞きませんが、今はつきりいたしませんでしたが、今供手を受けておる海上自衛隊の大型船で速力の低いものがあると、こういうことはこれはまあ認めになっていた、詳細に説明になっておりまして、十二万四千トンの整備計画の中で、これが実際にどうなるのか、たとえばそういう足の遅いもので果して役

に立つのかどうか、そこでその改造、改善と申しますか、あるいは今後の整備計画の内容について改造云々の、改善云々の意図があるのかどうか、この点について、それからあるいは艦艇の種類について、もう一度御説明を願いたいと思います。

○国務大臣(船田中君) これは政府委員から説明をさせていただきます。

○政府委員(久保義夫君) 先般予算分科会で御説明申し上げましたように、米軍側から供与を受けておりまするいは貸与を受けております中で、比較的性能の低いものは御承知のように大型のものではPでございまして、これは速力は大体十八ノット、艦齢は大体十年強、十二年くらい、平均いたしましたら十年強と思っております。私も今日考えておりますところは、もちろんPFとしての性能を生かした運用、使用方を当然考えておるわけであります。これは二十八年度に五年の協定で、さらにこれを延ばし得ることになっておりますが、ただいま仰せの三十五年という程度では、もちろんその中間修理等は当然いたしておるわけでありますので、現在の性能を十分維持し得るし、またその性能を理想とした運用化を考えるということで、十二万四千トンは一応これはそのまま借りていくという考え方をしております。

○吉田法晴君 いやその点はわかっておりますが、その点は前にも御説明がございまして、ところがあつた、とにかく現状と、それから十二万四千トンの目標の間にどういふようにされるのか、あるいは先ほどお話がございまして、ボデイは日本で國産をするのだ、それから何といひますか、

兵器のあれは甲類のものについては供与を受けるのだ、あるいは魚雷その他についても國産をされておるあれがあるようにありますが、今後のものについては足早いあるいは國産をはかれるのか、それからもう一つはたとえは私はしろとよくわかりませんが、艦艇も、駆潜艇といつたよりなものも、従来あまり役に立たなかつた。そこでたとえば大型哨戒機等も入つておるようですが、そういう方向に力を入れられるのか、そういう今後の何と申しますか、重点をどういふように置かれるのか、こゝろのことをお尋ねをこの前もしたのでありますが、それについて答弁がなかつたから、その点を答弁願いたいと言ふのです。

○政府委員(増原憲吉君) 私からお答え申し上げます。海の方ではたゞいま申しましたように、PFは十八隻あります。これは十八ノットくらい、性能が必ずしも優秀とは言へませんが、予算で認めまして造つておりますものは、大体そろした方面の主力は千六百トン級のものであります。速力三十ノットあるいはそれ以上のものを、最初二十八年度に認めを願ひましたものが、いろいろな事情で大へんおくれをしましたが、最近に完成をして引き渡すを受けるというやうな段階になつております。駆潜艇も予算をお認めを願ひまして今造りつつあります。わが國における海防の防衛といふものは、従来の例から見まして、港灣等においては機雷の除去といふことで、まあ掃海といふ点が非常に重大でありまして、掃海艇も予算を認めていただきまして造りつつあり、若干は米國からも供与を受けております。また古い型のものを掃海艇として使つておるものもあるわけでありまして。掃海の面が一つと、あとは沿岸あるいは外航の護衛、沿岸の護衛等につきましては、駆潜艇あるいはPF、あるいは千トン型のもの等もこれに役立つわけでありまして。外航護衛、内航護衛を合わせた方面は千六百トン型、これはアメリカからDというクラスのものの二隻供与を受けておるのであります。それにこれは主として対潜といふことになるのであります。船だけでは十分でないといふ現在の状況に合せまして、航空機を海上自衛隊にも備へつける、近海のものについてはヘリコプターの活用も今研究努力をいたしておるのであります。この対潜機につきましては、最近新聞等でも出ましたが、ごく最新鋭のP2Vというのを米國から供与を受けております。そのほか小型の対潜機も供与を今期待をいたしております。まだ明確な供与の向うから承認が来ておりませんが、大体もらえるものではなかりといふ見込みでおるわけでありまして。これは艦艇によりましてものと航空機によりましてものとによつて阿々相待つて対潜措置をやらう、こゝろの考えておるわけでありまして。

○吉田法晴君 そりしますと、護衛あるいは対潜、それも船と飛行機と御説明は願ひましたけれども、質問をいたしましたこの船足の速い方に國産で重点を置かれるのか、あるいはそのP2Vについては、船だけではあれだからP2Vの供与を受けておるのだ、こゝろのことです。事実だけはお示しになりまして、船とそれから飛行機とまあどつちもだといふこと、こゝろのお話、これはまあどつちもだといふ点ならばわかりませんが、前の船についての改善云々といふことについては御説明がございましてしたが、古いものもそのまま使つていくのだ、それから今後のものについては、造つていくのは船足の速いもの、三十ノット云々といふお話がありました。あととにかつてお話しします船については國産が中心ですか、あるいは、たとえば船足の速いものを造つていく、こゝろのことなんですか、その点はどうか。

○吉田法晴君 また始まつた。今のお話のように、内航外航の護衛船については千六百トン級の三十ノット、これはまあ多少違ふかもしれませんが、一応のあれはあるでしょう、御説明になるように。そゝろの数字をいふのか、大体の概略をお示しを願ひたいといふのですが、これはできません。

○国務大臣(船田中君) これは先ほど答弁申し上げたようにまだ具体的にきまつておりませんので、数字をお示しするといふ段階に達してありません。

○吉田法晴君 年次別といふのじやなくて、年次別と言ふときとわかれるから……。たとえば陸上で言つたら、これはまあ人間です、その装備、あるいは軽装備、重装備に云々といふ点はさつき御説明になつた。船の場合には人間を聞いても人間はあまり意味がないと、こゝろおっしゃる、飛行機なら、飛行機の場合も人間は大したことではないと、そこでこゝろ飛行機の数はおつしやらない、どういふ飛行機をあれされるのか、たとえば大型爆撃機を造るのだけれどもとか、それはそりじやないとか、こゝろのお話、大体出ている、説明はしてあるのだ、それとにかつて内訳にしてお示し願ひたい、こゝろの数字が、できぬことないでしょう。どうですか、ありませんか。今説明をされたみたいなのを大体とにかつてお示し願へば、それでいいのです。

○国務大臣(船田中君) その数字はできておりませんので、これもまた申し上げるということになると、でたらめ

を申すことになって、これはまことに恐縮でございますので、従つてこの問題につきましても、今後検討いたしまして、なるべく早い機会に防衛庁試案、どういふふうにしてこれを実現していくかというふうなこともお示しすることのできるようにしたいと思ひますが、今のところは数字を持つておりませんのでお示しできません。まことにいかんでございしますが、これは御容赦願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事野本吉吉君着席〕

○理事(野本吉吉君) 速記をつけて。

○吉田法晴君 その十二万四千トンという三十五年度の目標と、三十一年度末の現勢九万九千トンの差は二万五千トン、その二万五千トンをどういふ艦種で整備されるかというところは、これは先ほど伺つておつても、大体方向は出ている、正確なことは、これは言えないにしても……たとえば、外航、内航をかねた警備艦にしても、あるいは駆潜艇というか、あるいは掃海艇といつても、そのうち供手を受けるものを大体どの程度、あるいは国産をするものがどの程度というところは、正確なところはわからなくても、大体目標は一応お立てになつてゐるのじやありませんか。

○國務大臣(船田中君) ただいまの御質問でございますが、先ほど増原次長から説明申し上げましたように、昭和二十八年年度の予算で計上して、御承認

を得ましたものが、今よりやくできつあるような状況でございます。それも千トン級あるいは千六百トン級も近く完成することになっております。また計器、レーダーあるいはソーナーといったようなものも着々整備されてきておりますので、それらのものもよくみまして、そして三十二年以降の計画を至急に立てたいと考えておりますので、どういふ艦種、どれだけの数のものを作るかというふうなことにいつては、まだきまつておりませんので、ここにお示しする段階に達していません。

○吉田法晴君 わずか二万五千トン、九万九千トンは、もうこれははつきりしておる。それが中身がないというので、これは通らぬ理屈ですが、まあ仕方ない、また聞きましょう。それでは大型哨戒機ですか、P2Vが入つてきておる、これは現在数はわかつてゐるのですか、百八十機の目標に対して百二十七機すでに整備されておる、足らぬのは五十三機ということですが、その五十三機についても、あるいはP2Vが幾ら、あるいはその他の航空機は幾ら、こゝろいふあれもわからぬのですか、あるいはP2Vについては、できるだけ供手を願ひたい、こゝろいふ工合に考えられてゐるのか。

○國務大臣(船田中君) ただいまおあげになりましたP2V、ネプチューンという対戦哨戒機ですが、これはアメリカ側も、第一戦機として非常に重用してゐるものであり、わが國のように海岸線の長い國柄におきましては、防衛上最も必要な哨戒機と存じますので、これはアメリカ側に向つて、強く供手を要望いたしております。

〔理事野本吉吉君退席、委員長着席〕

幸いに今までに四機供手を受けまして、今後におきましても、さらに数機期待がもてることになっておりますので、これはぜひアメリカ側の供手を受けたいと思ひまして、その努力をいたしてまいります。しかしそればかりでなく、他の哨戒機等につきましても、供手の期待がもてるような状況になりつつありますので、できるだけ努力をいたしまして、アメリカ側から相当な優秀機の供手を受けたいと考えてゐるわけでございます。

○吉田法晴君 その五十三の内訳についてはお教へ下さいというお話がありましたが、期待できそうだとお話しして下さるが、それは五十三のうちに入るのを受けたい、あるいは國産についても、そのP2Vについては國産計画があるのか、その五十三機の、何がどれくらい、あるいは今までのところでは、ヘリコプターあるいは小型対戦機、あるいは今その他の哨戒機云々といふのがありましたか、そゝろいふ予定といふんですか、計画といふんですか、希望とか、そゝろいふものはおありになるのですか、ないのですか。

○國務大臣(船田中君) 昭和三十一年度以降昭和三十五年度に、どういふ機種で、どれだけ作るかというところについては、まだ具体案を持つておりません。ただP2Vの供手につきましても、先ほど申しましたように、ぜひ供手を受けたいといふことで今後も努力をいたして参りたいと思ひます。また相当の期待が持てると思ひます。なお、これの國産をどういふふうにしてやるかと

いうことにつきましては、三十一年年度の予算に多少の経費がお認めをいただきましたので、十分そゝろいふ点を具体的に調査を進めて参りたいと思ひます。

○吉田法晴君 それではP2Vについては國産化の計画はあるということですが、それは三十一年度といふことですか、あるいは二年度、國産についてどの程度に作つていく、数の点についてはこれは三十五年度まで計画がないということなんですか。

○國務大臣(船田中君) それらのところは本年度中に十分研究して参りたいと考えておるのであります。三十二年以降の分につきましてはまだ具體的数字を持つておりません。

○吉田法晴君 政府委員の方から、装備局長の方から御答弁を願ひたいと思ひますが、貸与せられた旧式艦艇に補修費がどのくらいかかつておるのか、あるいはその就役率は年間どのくらいなのか、お答え願ひます。

○政府委員(北島武男君) まず私から貸与を受けております艦艇の三十一年度におきます艦船修理費を申し上げます。

まずDDでございますが、これは駆逐艦でございます。これが一隻当り千六百八十万円、端数は省略いたします。その次にDE、護衛用駆逐艦でございます。これが千三百三十万円、DF、パトロール・フリゲート艦が千六百二十万円、LSSL、上陸用舟艇五百十万円、SS即ち潜水艇でございますが、三千三百三十万円、MSC、掃海艇、これが五百四十万円、LCU、これが九十万円、LCM、約二十万円以上であります。

○吉田法晴君 あとの就役率をどうなにか……

○政府委員(久保龍夫君) 大体一年に特別修繕といふのをやりますと、約一カ月くらいであります。その間中間の小修理等、大体平均就役率は十カ月程度であります。

○吉田法晴君 そゝろすると、特別修理二カ月その他一カ月、三カ月を除いたら大体あとの九カ月は就役してゐるということですか、今の御答弁は。

○政府委員(久保龍夫君) 艦によりましては、やはり程度が多少違ひますから、平均して申し上げますと大体二カ月強くらいは修理その他で就役できない、かようなことになっております。

○吉田法晴君 航空機についてこの間から何と申しますか、シリンドラーですか、ぼろぼろになつて火を吹いた云々という点がありますが、船についてはそゝろいふことはないので、何と申しますか、古くなつて動いておるのが足がそゝろいふ話があります。船のことです。危険性はないのでしょうか、そゝろいふ点はないのでしょうか。

○政府委員(久保龍夫君) 格別危険と、そゝろいふことはございません。通常の修理、定期大修理をしておるわけですが、性能の問題でこの前の三分科会で申し上げましたように、LSSLは比較的性能の低い艦でございます。大体十五メートルあるいは二十メートルの風速の場合には外洋にはいけないといふような制限をいたしまして、その範囲では安全といふことについては十分注意をしておるわけ

○吉田法晴君 先ほど相当、一船といふのですか、一艦といふか知りませんが、修理について費用をかけられておりますが、ほとんど共通だろうと思ふのです。どういふところで修理費をお使いになつておられるのですか、機関部といふのですか、それともあるいは兵器関係といふのですか、どういふところに修理費の主要なものをお使いになつておられますか。

○政府委員(久保健夫君) 定期大修理の際にはエンジンから船体全部一通り修理をいたすわけでございまして、この千数百万のうち大部分は定期の大修理の契約をいたしまして、造船会社でいたしまして修理費に使うというわけですが、あとは小修理もしくはその他の修理に用ゐることになっております。

○吉田法晴君 そうすると、今の一千何百万といふのは、これは少くなくともありましようけれども、貸手を受けた最初にそれだけの修理が要するのじゃなくて、年々一つの船について一千万円を超すような定期大修理をしなければならぬのですか、先ほどの御説明を聞くと、古い船を供受を受けたから、受けるに當つて大修理をして、そうして使つておる、こゝろいふやうに聞いたのですけれども、それでなくて年々一千万円、これは少くなくかしてりませんが、そんなに修理費のかかるような船なんですか。

○政府委員(北島武雄君) 船につきましても、御案内のごとく民間の船におきましても毎年修理は必ずあるわけですが、年一回必ずドックに入れますして小修理をします。民間にいたしましては四年に一回大修理をする、防衛庁の船艇におきましても同様に毎年一回必

ずドックに入れて修理いたします。この年間の修理が先ほど申し上げたようなものであります。

○吉田法晴君 そうしますと、先ほど艦艇についてお話がございましたけれども、これは一船あたりといふか、一艦あたりといふか、それについて所要の経費は毎年要る、供受を受けた当時だけでなくて、毎年要るこゝろいふことですね。

○政府委員(北島武雄君) さようでございまして。

○吉田法晴君 ついでに伺います。警備船あるいは船の種類について、それぞれの任務の御説明がありました。警備に、防衛に、その船舶護衛といふことなどでしょうか、これは防衛局長にお尋ねをいたしまするけれども、DにあるいはDEというものが実際に使われるときには、今は何と申しますか、演習と申しますか、あるいは訓練にお使いになつておることと思ふのですけれども、その任務あるいは装束と申しますか、そういうものはどういふことでお考えになつておられるのですか。

掃海艇はわかりません。それから駆潜艇の護衛といふお話でしたが、内航での護衛も大体これは想像がつきますが、外航護衛といふのはどういふことなのか、さらに御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(林一夫君) 外航護衛と申しますのは、外洋に船団が、輸送船が出る場合に、これを守る船、主として潜水艦からの攻撃を守るといふような任務を持つておる船であります。現在のところ、この護衛の訓練に使つておられます。

○吉田法晴君 外航といふのは外海でしよ、船団の護衛、そうしますと、陸上自衛隊等が外航をいたします場合に、その護衛をやるというのでは、どういふ事態が考えられるのでしょうか。

○政府委員(林一夫君) 物資を輸送する船を護衛する任務を持つておられます。

○吉田法晴君 物資だけですか。

○政府委員(林一夫君) さようでございまして。物資を輸送する商船を目的地まで守るものであります。

○吉田法晴君 そうすると、前に上陸用舟艇で北海道なら北海道に移動するといふことも考えている云々といふお話でしたが、そういうものの護衛はされるのですか、されないのですか。

○政府委員(林一夫君) 内航護衛と申しますのは、たとえば簡単に申しますと、沿岸護衛と申します。たとえば北海道から関東、あるいは九州方面から関東、その方面に物資を輸送する、その商船を護衛する、こゝろいふ意味であります。

○吉田法晴君 人の護衛はしないのですか。

○政府委員(林一夫君) もちろん人員、物資を輸送する責任、場合もございまして。

○吉田法晴君 先ほど、ここにはありませんけれども、上陸用舟艇等本土から北海道に輸送するといふのですか、その上陸云々といふお話がございましたが、そういうもので護衛をされる、こゝろいふことでしよ、そのことと、そこでお尋ねをいたしますが、これは肯定をされたわけですが、この護衛云々といふことで船の性格の説明を

よくなされませんけれども、あるいはわかりやすい説明をすれば、駆逐艦云々といふ説明をした方がわかりやすいでしよ。そうすると、たとえばあなたは何物の護衛を主として説明せられますけれども、この人の護衛といつたものがだんだん大きくなりますと、駆逐艦で、古いといふか、船足のおそい駆逐艦だけでいいのかわるか、もつと大きいものをほしくなるといふ実情は、これはあるのじゃないかと思ふのですが、その辺は今のDEなりDD、あるいはその程度のもので十分である、こゝろいふ工合に考えておられるのですか、あるいはもつと大きなものが将来要請されるということになるのでしょうか。その点はどうでしよ。

○政府委員(林一夫君) 現在のところでは、現在装備しつゝある警備艦は速力約三十ノットという程度でありまして、このよきな速力を持つては大体のところ適當であるかと思ひます。

○吉田法晴君 それから先ほど艦艇に装備をする兵器の性能の高いものは、供手は今後期待する、こゝろいふことでしたが、これは少し古いのかもしらぬと思ひますが、実際は古いのかもしらぬが資料としてはちゃんと新しいのですが、防衛年鑑によれば、三インチ単装高角砲あるいは爆雷投射機、爆雷投下軌条、ヘッジホッグといふのですか、魚雷発射管、魚雷その他あるいは小型探信儀あるいは対潜儀自置盤といふのですか、こゝろいふものの——これは小型探信儀だから高性能でないと云われるかもしらませんけれども、装備の一部についても、国産への努力があるように、その辺については、先ほどのように高性能のものについては、

あるいはボデイ以外についてはできるだけ供手に待ちたい、こゝろいふ大臣の答弁でしたけれども、その辺はもう少し詳しく御説明をお願いしたい。

○政府委員(久保健夫君) 先ほど大臣が申されましたように、二十八年度の計画による新造船につきますと、搭載いたしました武器については二通りございまして、原則といたしまして比較的性能の高いもの、ある意味ではまた値段の張るものにつきます。これは米側の供手を受ける、比較的程度の低いものについては、これは日本の現在の技術水準等をみまして、国産にするといふに、実は金の面と技術の面二つに分けて参りまして、具体的に申し上げますと、たとえば甲型警備艦につきますと、五インチ砲と四十ミリの連装機関銃、こゝろいふものは米側からもらひ、比較的技術的にもやさしい爆雷投射機、あるいは爆雷投下軌条等はこゝろで作る、それから魚雷発射管もこゝろで作る、駆潜艇に載せまする魚雷につきますと、何とか技術向上の意味で国産化したのであります。そのほかレーダー、それから探信儀の大型のものは、こゝろいふたものにつきますと、は米側から仰ぐ、それからコンパスとか航海用の諸計器類がございまして、これは日本の技術も相当水準が高うございまして、こゝろいふたものは国産、こゝろの方針で参つたわけでありまして、二十九年度あるいは三十年度の船につきますと大体同様で、三十年度につきますと新しく三インチの速射砲といふものを積みこむにいたしましたので、これはやはり向う側からもらひ、大体そゝろいふことでおわかり願へるかと思ひます。

あるいはボデイ以外についてはできるだけ供手に待ちたい、こゝろいふ大臣の答弁でしたけれども、その辺はもう少し詳しく御説明をお願いしたい。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

○吉田法晴君 たとえばこの艦艇の装

備自身についても、ある程度の原則と

いいますか、高性能あるいは価格のか

さばるものについては米側に期待した

い、そうでないものについては日本側

でできるだけ国産化したい、こういう

ふうに一応御方針が出たわけですが、

こういう点を、これは国産の分の経費

が今後の予算の中に出てくるだろうと

思うのでありますが、これはまあ総額

について否定はしておられませんか

でも、三十五年度なら三十五年度装

備についても、一千億幾らになります

わかりませんか、大体のものは

出て参るのですが、それについてその

内訳を、概算でもいいのですが、資料

に出していただくというわけにはいき

ませんか。これはその前提になります

○國務大臣(船田中君) これは予算委

員会分科会その他の機会に申し上げて

おりますように、まだ具体的の数字が

出ておりませんので、ここで申し上げ

るわけに参りません。

○吉田法晴君 ついでに経理局長どう

ですか。総額について一千二百億とか

いったような数字が出ていますので

が、全然とかく根拠のない数字です

か。それからたとえばさつきも申し上

げた秘密なあれじゃなくても、概算に

ついて、あるいは概算的な数字につ

いても出ないものかどうか。

○政府委員(北島武雄君) 私不敏で

ございまして、まだその点計算ができて

おりません。

○吉田法晴君 それではこれは人件費

の基礎になるわけですから、お尋ねを

いたしますけれども、十二万四千ト

ン、あるいは千三百機というの、こ

れに見合う人員の数、これはまあ人間

し、たとえば大型爆撃機は予定構想の

中に出るのですから、そうすると、何

と言いますか、幅をとればある程度の

ものは出るのだと思ふ。アローアンス

を見て大体何名か何名ぐらい、こう

いうことは出るのだらうと思ふので

が、千三百機という点が出てくるので

から、それはやろうと思ふとやれると

思ふのですか、どうですか、まあそれ

じや船の方は抜いたにしても。

○政府委員(増原憲吉君) 何と言いま

すか、大ざっぱな見当を立てる一つの

資料というより意味でありまして、

大ざっぱなものはないとは言え

ません。たとえば船であれば三

半—四トンに一人というふうな、こ

れもしかし三ト半—四トンという

ふうなことですから、相当動くわけ

ですが、三ト半から四トンということ

で三—五か四で割って一人というこ

と大ざっぱな、飛行機で言いますと、

○政府委員(増原憲吉君) 大体これは

経過的に吉田委員御承知と思ひます

が、目標を申し上げましたのは十八万

とか十二万四千トとか、あるいは長

官からたびたび申し上げておると思

ひますが、何か一つある限度というの

がわからぬと困るではないかというこ

とで、約というところで申し上げてお

るわけで、内容を積み上げるという作

業にまだ至っていないわけですが、従

して千三百機についても機種につき

ましては、まだ積み上げができておら

ないわけでありまして、これもさつき

の三十人、四十人というふうな大ざ

っぱなところで参りますれば、約半数

が第一線機で約半数が練習機系統、こ

れも非常に大ざっぱなものであります

○吉田法晴君 ありがとうございます

た。その点もとにかく先ほど来の長

官のなまず問答よりいくらか前進が

あるわけであれども、その第一線機と

○政府委員(増原憲吉君) 御承知のよ

うに現状はまだ航空自衛隊については

緒についたばかりであります、現状

については練習機が圧倒的に多いわ

けであります。戦闘機F86はまだ八機

十機ぐらいであつたと思ひます。練習

機としてのT33というジェットは七十

機ぐらいになっております。輸送機は

二十六機ぐらいであります。しかし千

三百機という目標の場合になります

と約半数、大ざっぱに申し上げたもの

の多くの部分が戦闘機で、輸送機、偵

察機等は比較的少数になる見込みで

あります。

○吉田法晴君 その輸送機の二十六と

いうのは大体その規模は、大きさは同

じくぐらいですか。あるいは輸送機はど

のくらの輸送能力を持つものを希望

しておられるのでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 輸送機は全

部米軍から供与を受けておりますが、

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

輸送機は

もらいたいという希望は持っておりません。

○吉田法晴君 その半数の、第一線機は大部分は戦闘機ということですが、輸送機はどの程度になるのですか、千三百の場合。

○政府委員(増原憲吉君) これは先ほど申し上げましたようにまだ積み上げをしていない段階でございます。

○吉田法晴君 それじゃ偵察機についてもそうですか。

○政府委員(増原憲吉君) その通りでございます。

○吉田法晴君 千三百機になってからの話ですが、飛行機の寿命というものは短いでしょうが、更新需要をどういう工合に見ておられるでしょうか。現に今持っておるもの、あるいは供給を受けたものについても、これはあるだろろうと思うのですが、その更新についてどういう実情、御計画なのか承わりたい。

○政府委員(久保義夫君) 御質問の意味を正確にあるいは理解し得ないかもしれませんが、一応新しいものは別といたしまして、ある時期になりますと、たとえばF86につきましては消耗補充が二〇%、これは事故その他合せまして二〇%……。

○吉田法晴君 年にですか。

○政府委員(久保義夫君) 年にです。それからT33であれば一二%とか、一応そういうことはございます。ただ飛行機の新しいものは、現実にはそういう消耗率は必ずしもあるとは限っておりません。標準の計算はそういうのが出ております。

○吉田法晴君 そうすると、その補充と言いますか、更新はどういうことにな

るのでしょうか。今は供与もあると、こういうことになると思うのです。千三百機が一応そろった後になるが、まあ三十五年まで、それから三十五年後と分けて、その更新はどういうものになるのか。

○政府委員(久保義夫君) 御承知のようにF86とT33については昨年度から国産化を期待しておりますが、これも双方で経費を分担して共同計画でやっている。そのほかに完成品としての供与も同機種について三十年代に受けておりました、三十一年度についても相当数予定いたしております。この関係では将来の増勢計画、その千三百機に至ります増勢計画と、その国産をどの程度の割合でやっていくかという点を、具体的に積み上げて、ということでありまして、将来それとやその間に供与はなくなるということも必ずしも考えておりませんし、その辺を検討しつつ計画を検討いたしておる、かようなことでありまして、三十五年以降につきましても、多少は違いますが、同様やはりこれだと言つてまだきめてはおりません。

○吉田法晴君 そうすると、現状はこうだ、しかし今後はさしたあたりは今のまま供与を受け、あるいは国内生産についても協力を受けるということなると、千三百機になっていって、三十五年以降のことについてはきまっております。そのことは三十五年以降についても現状の延長だと考えていると、こういうことなんですか。

○政府委員(増原憲吉君) これは具体的に決定的なものは予算の御審議をお願いするときにお願い申し上げてい

るわけですが、三十一年度についてF86を作りますのに日本側の経費は予算で御審議願った、それに対して米側からの譲渡もある。これが具体的な形でございます。T33においても同じであります。三十二年はまた予算を御審議願う場合にそれが出てくるわけでありまして、三十二年にF86でかかりますのは予算外国庫負担で御審議願つております。次のやはい計画というものが私どもは予想いたしてあります。F86についても近く第二次の協定ができると思つておりますが、これは予算は御審議、御決定を願つております。その予算に基いた米

国との協定を近くやるわけでありまして、第三次の計画になって、両国の、米國がどれだけ負担をしてくれるというところが具体的にきまります。そういうことで三十五年がわからんだだけじゃなくて、三十二年もまだその点は確定的にはないわけでありまして、しかしそれは財政負担のたえ得る範囲、国情に即していくという形で進めて参りたい、こういう考えでございます。

○吉田法晴君 財政負担の許す限り国情に即して、これはきまり文句だから、それはまあいいのですが、第一、第二次と比べて見て日本側負担がふえている。そうすると、まあ三次以降というものについてもそういうことが言われるのかどうか、こういうことをお尋ねしたわけですが、それから、それを三十五年以降のことは、その前のことが明らかにならなければわかりませんけれども、そういうお尋ねをしたわけですが、

○政府委員(増原憲吉君) 現在F86とT33の組み立て並びに生産につきましては、大体日本で作れるもの、最初は組み立てをやりますが、組み立てに必要な経費は日本で持つ。若干つ国内産の部品ができて組み立てをするようになりまして、国内産をしますものは、日本側で経費を持つという大体の方針でございます。国産部分がふえまると、日本側で負担する部分がふえるという大体の傾向にあります。

○吉田法晴君 だんだんふえて、いつか目標にして、たとえば完全国産なら完全国産をはかるという御計画なのか、それとも今のままで負担の点からいへば、できるだけ供与を受けた方がよろしい、こういうことで、経済的なといひますか、財政的な観点から、供与あるいは米國負担の分が多いという方針でいけるのか、それともだんだん完全国産化をはかるという方向でいけるのか、そのところはどうか。

○政府委員(増原憲吉君) これは一面財政の問題でありますので、その点を十分に考慮しなければならぬことは申し上げるまでもないと思つて、他方は、日本の航空機生産の技術が向上をいたしまして、国産化できるものはやはり国産をしたいという一つの希望を持っております。しかしその場合に、国産化すれば、それは全部日本で持たねばならぬということが必ずしも今決定的ではありません。しかし大体方向としては、日本で作れるものは日本で負担をするという方向が一つあるわけでありまして、技術的に申しま

すならば、日本でできるものは日本で作りたいという希望と、財政をにらみ合わせ、やはり両方を勘案せざるを得ないと思つております。

○吉田法晴君 たとえば今のF86あるいはT33のごとく、完全国産化を目指しておられるのですか。あるいは目ざしておられるとすれば、いつごろそういう完全国産化ができるかと考えておられるのか。あるいはその場合に、F86、T33、これは違ふと思つていただけますか、一機、一台全部作るとして、その部品が、かりに日本で作られるとして、どの程度かかるものですか。

○政府委員(久保義夫君) 完全国産化の目標というところでございますが、これは純技術的に見た場合と、財政面と両面がございまして、純技術的に見ますと、現在交渉いたしております第二次協定では、機体そのものの大部分とその部品、それからそれに装備しますいろいろな通信機、あるいはレーダー等がございまして、これと分けまして、機体そのものについては、この第二次協定の実行の最後であります三十三年の初めごろには大体国産化の軌道に乗る。それから装備品等につきましては、相当むずかしいものもございまして、その六割とか七割とかいうものは国産化できる。三十三年の六月までになっておりますから、その後われわれとしては計画を希望しておりますが、これはどういふことになるかは別といたしまして、技術的に申しま

す、そういう装備品、レーダーあるいは射撃装置、通信機等のほか、エンジンが問題でありまして、これは相当のものでありまして、こういうものをどうするかというところは、財政の問題なり、あるいは技術面ももちろん

ございしますが、それから米側の考え方なり、こういうことをあわせて将来の計画をどうするか、やるかやらぬか、あるいはどの程度考えるかということが問題として残っております。それから、実はかように考えております。それからもう一つお尋ねの単価の問題でございしますが、これは現在、今度予算に出しておりますのはT33で、これは日本側の分担金割合は予算に出しております金額、それから米側の分は、大体向うがくれる予定になっております部品、装備品等を、一応あるいろいろな数字で評価いたしました数字で、T33は六千五百万円、F86Fは一億四千万円となっておりますが、これが将来のことを、かりに進めると考えますと、二つの要素が出て参ると思ひますが、一つは国産化の部分がございます。もう一つは、やはり高くつくという問題もございしますが、だんだん先へいけばなれて参るということもございまして、将来の姿としては、これは私の推測でございしますが、米国内の生産費等を考えますと、私は若干下るんじゃないか。たとえばT33でしたら五千万円以下、F86F、これは一億二千万円以下、これは全くの感でございしますが、これより下つて参る、かように考えております。

○吉田法晴君 今の五千万円あるいは一億二千万円以下というのは、米側で今負担されている部分がその程度下るといふんですか。そうですね。日本側の負担を入れてそんなに下るといふわけじゃないんですよ。

○政府委員(久保龍夫君) 負担の問題は別にいたしまして、かりに将来ずっと国産化の割合をふやしていき、完全

国産化といひますか、相当ふやして参つた将来の姿をかりに考えますと、費用の分担を別として、ある程度先になれコストはある程度下るといふこと、その程度までには、できるんじゃないかということ、米側の負担という意味でなくして、生産費の給額がその程度には下げられるんじゃないか、こういうことでございします。

○島村軍次君 ちよつと関連して、この前の委員会での金額を承わつたときに、二千七百万円または三千五百万円という数字をお示しになったと思うのですが、これは機体そのものだけの意味ですか、あるいは今のお話は装備品を入れてという意味ですか。

○政府委員(久保龍夫君) 正確に申し上げますと、今はたぶんT33のお話だと存じますが、第一次計画におきまして、日本側の予算に盛り込まれた負担額は二千七百七十万円、それに対して米側を推定いたしますと三千六百万円というところで、六千四百四十四万円から今度予算を御承認いただいて、今協定を進めております第二次の分が、日本側の負担額は三千五百万円、米側の推定負担額は二千九百万円、それが合計いたしますと、今申し上げた六千五百万円、こういうことでございします。

○島村軍次君 わかりました。

○吉田法晴君 そうしますと、T33、F86、については、完全国産化はいつになるかはわからぬけれども、国産化の方向を向いている、こういうことですが、一番最後に残るのはエンジンである、ほかについては、そういう部分から、国産化で作るといふことについて、機種はないわけですか。輸送機あるいはその他練習機。

○政府委員(久保龍夫君) そのほかにT34と申しますプロペラの初等練習機、これはすでに一昨年から計画いたしました、国産化に着手いたしております。本年度二十二機、これはほとんど純国産に近くなっておりますが、これを調達いたすことになっております。それからそのほかに、これはまだ研究の段階でございしますが、これも本年度予算の御承認をいただきますと、軽ジェット練習機を試作いたしたいというところで、本年度から着手いたしたいと思いますが、制式を得ましたら国産に入るといふ、これは将来の見通しによりまして、数量等ははまだはっきりいたしておりませんが、こういうものを研究いたしておられます。

○吉田法晴君 これは一番最初に説明がありましたが、何だったのですか、三菱、それから小松でしたか、飛行機については二社で、匿名契約といひますが、継続してあれをしておられるようでありまして、このときにT34あるいは軽ジェットというのとは何かわからなかつたように思ふのですが、その点はどういふ会社で作ることになっておるのでしょうか。

○政府委員(久保龍夫君) F86Fは三菱重工、T33は川崎航空でございします。それからT34はこれは富士重工、もとの中島の系統でございしますが、富士重工が、この米国における製作会社でありますピーチ・エアークラフトの製造権を契約いたしました、これに對して隨意契約をいたしております。それから軽ジェットは、これは現在設計を三社からとっておりまして、競争設計と申しますか、そのうちから選定

をいたしました、これは試作の契約は本年度いたすわけではございますが、これらの契約の相手先はまだ決定いたしておりません。

○吉田法晴君 そのT34ですか、それを改造した多座連絡機LMも米陸軍の注目するところとなり、二十数機の域外調達が行われ云々と防衛年鑑に書いてありますが、これは日本で使用するのはなく、域外調達の関係のようですが、それはやはり同じ富士重工あたりで作っているのですか、あるいは作ることになっていると、こういうのでしょうか。

○政府委員(久保龍夫君) ただいまお話のLMは、実は米側から多座連絡機としてL20という型を供与してくれるという予定が当初あったのでございしますが、向うの事情で日本の国内で域外調達として供与したいということ、私どもとしては非常にけっこうなこと、その当時機種についていろいろ問題があったわけではございますが、生産の系列等からいって今のT34メンター機といふものを改造したので性能からいっても、生産系列からいっても望ましいのではないかと、逆に私どもは希望を言ひまして、米軍側が採用したとはきまつておりませんが、現在富士重工がいろいろ資料をとつたり検討いたしております、まだ契約まで至っておりませんが、多分そうなるのではないかと、いふふうに考えております。

○吉田法晴君 こういう軍需品を生産いたします場合に、技術提携等が行われておるわけですが、その技術提携に、この技術情報交換協定というのですが、入ってくるようであります

が、これはほとんど航空機についても、航空機の部品についても、あるいは海上自衛隊の艦艇のエンジンなんかについても、全部技術提携と申しますか、あれが入つておるようでありまして、これについては防衛庁としてはどういふ工合な方針であつたということ、これはまあおつたということ、で入らなければならぬかもしれないけれども、技術が入つてくる云々ということになりますと、相当のロイヤルティといふことにもなりまして、それからいろいろ生産の面からしても、何と申しますか、発言力が及んでくるのではないかと考えられる。自衛隊全部の増強と申しますか、そういう点に私どもは、否定をされまふけれども、自主的でないものが出てくる心配を感じますが、技術云々という点からいっても、そういう感じがいたします。これは長官が装備局長が、だれの仕事か知りませんが、どういふように考えておられますか承わりたい。

○政府委員(久保龍夫君) この問題につきましても私は私どももいたしましては、何でも外国の技術がいいというふうには考へてゐるわけではございませんが、やはり相当な空白といふこと、それから結局は時間と経費の問題だと思ひます。まず初めのステップから全部こちで研究し、試作し、やつていくといふことになりまして、同じ性能の程度のもので、相当な時間と相当の経費を食ふといふことは想像にかたくないことではございします。それで米國なりその他の國から技術を導入して、直ちに性能の高いものがすぐ工作、あるいは工業的にできるということになりますれば、相当経費と時間を節約す

ることにもなりますので、技術導入というものは本来そういうものだと思いますが、ものによってはそういうことがやはり一番当面としてはいいということも考えられますし、また別途ステップ・バイ・ステップに研究していくということもあわせてやるという段階ではないかと思ひます。現に先ほど申し上げました軽ジェット練習機につきましても、これは純国産で参りたという事で、各会社から設計を取り、技術陣を集めて勉強いたしておるわけでありまして、非常にこれもある程度の時間と経費を要します。一例を申しますと、ジェット・エンジンの問題であります。これも、エンジンも国産いたしたいということで、御承知かと思ひますが、日本ジェット・エンジン会社に三台の試作を発注いたしましたわけでございますが、相当これは勉強を要する問題ではないかという事で、会社としては非常に勉強いたしておるわけでありまして、その辺を相待って技術の向上をはかつていくということが当面の形ではないかと、かように考えております。

○吉田法晴君 技術提携がある場合には、やはり飛行機についても、あるいは艦艇のエンジンについても、監督がなされ、あるいはロイアルティを払っておられると思うのですが、どの程度のロイアルティを払っておるのでしょうか。

○政府委員(久保盛夫君) ジェット機につきましては、これは日米協定に基きまして、技術導入費用として、これは御承知かと思ひますが、最初に払いますイニシャル・ペイメントと、あと一機ずつの生産に対して払います、い

わゆるロイアルティでございますが、この場合両機種ともイニシャル・ペイメントは全部米政府の負担ということになっておりまして、これは聞くところによればいずれも百万ドルだと、これは私も直接は承知いたさないわけでありまして、米政府から米国内の会社へ払っておる。ロイアルティにつきましては、生産のたびに、完成一機ごとにこれは日本側の負担ということ

で会社が払ひまして、これはもちろん防衛庁の購入単価に入るわけでございますが、その単価はF86が、ノック・ダウン—これは組み立ててございすが、五千七百五十ドル、それからノック・ダウンの後、相当国産化の進むものにつきましては九千五百ドルというところに相なっております。それからT33は全機二千五百ドルということに相なっております。それからT34メンター機は—ちょっとあるいは少し違ひかもしれませんが、イニシャル・ペイメントはたしか三十五万ドルであつたと思ひますが、これは富士重工からピーチ・クラフトへ払ひまして、私どもは契約をいたします際に、これを若干ずつ償却をいたしておる。そのほかロイアルティとして最初千二百ドルであつたと思ひますが、機数のふえるに従つて漸減するといふような契約に相なっております。

○吉田法晴君 この間来、新聞等に輸送機で火をふいたのがあつたようですが、ところが調べてみると、何と申しますか、よくまあこれで飛んだといわれるぐらいに消耗しておつた、あるいは命数が尽きておつたという話です。部品もないということですが、これは輸送機の全部についてですか、それか

らほかの供手を受けた飛行機についても同様なのでしょうか、その点伺いたい。

○政府委員(久保盛夫君) この間、大島—羽田間で発火事故を起しましたエンジンにつきましても、実は原因はいろいろ調査いたしておりますが、完全に正確なところは実はわかつておらないのでありまして、多分ピストン・ピンが折れたのではないかと、これは単に推測の段階を出ませんが、今鋭意調査をいたしております。それでC46全般の状況でございますが、現在二十六機持っておりますが、美保に根拠地を置いておるわけでございますが、先ほどもおつしやいました部品の問題、これが機体を受け取りましてから米側から供手を受ける部品と、それからこちらで購入いたします国産もしくは輸入いたします部品の手配が若干ずれました。整備が少し十分でなかつたといふこともございまして、今日の現況では二十六機のうち六機動き、それから数日中あるいは数週間中に三機動く、あとは部品待ちと、いろいろございまして、そういう状況でございます。ところが部品の関係はMDAPで米軍から来ますもの、それから昨年に契約いたしましたもの等が最近やつと軌道に乗つて入りかけておりまして、今後かなり軌道に乗るのではないかと思ひます。それで古いのはないかと、老朽ではないかというお話もよく出るのでございますが、計数的に見ますと、これは一九四四年から四五年の生産の飛行機でございますが、私も全部履歴書はついてございまして、それで調べますと、機体で申しますと、平均使用時間が製造後六千時間ということござ

いまして、日航あたりで使つております輸送機に比べますと、必ずしもそう古くはない、日航機でも二万時間は越えておるといふようなものもままあるといふようなことでありまして、古いからだめだ、古いから事故を起すといふことではないのでありまして、やはり部品の整備、それから点検の問題、こういう問題について十分に配慮、充実に参りまして、可動機数をふやして、故障を少くするといふことは十分にできるものと考えて、鋭意努力いたしておるわけでありまして、

○吉田法晴君 それではあの機体のほかには同様、とにかく消耗と申しますか、あるいは危険というものはないとおつしやるのですか、それとも同様な心配があるから十分検査をしたい、安全度を確保したいといふことなのでしようか。

○政府委員(久保盛夫君) もちろん人命に關することでもございしますから、その点は十分に同様の事故のないようにエンジン等の点検、機体の点検等には十分に配慮をいたしておるわけでありまして、ただいま申し上げましたように、今日可動機数が割合に少いといふのは、主として部品の問題でございまして、これについては先ほども申し上げたような手を打ちまして軌道に乗りつつあるわけでありまして、安全の問題につきましても、十分検査、点検、これを徹底的に行うといふことで確保していききたいと思つております。

○吉田法晴君 これは経理局長だと思ひますが、航空自衛隊一人当りの年額経費ですね、これは手当て、それから燃料、それから修理費ということになると思ひますが、これは昭和二十

九年度の防衛年鑑に書いてあつたといふことですが、私、今手元にございませぬけれども、T34とT33について資料が出ておつたといふことですが、現状あるいは今後について各機種別に一人当りの年額がわかつておりましたらお示しを願ひます。

○政府委員(北島武雄君) 航空自衛隊が保有しております航空機の年間維持費を申しますと、この中には人件費も燃料費、修理費も機上通信機、維持費等一切がござい入れたものでございまして、これを申し上げますと、F86につきましても一機当たり、これも十萬円以下で端数省略いたしまして、二千六百八十萬円、C46四千四百萬円、KALといふ多座式連絡機が四百五十萬円、それからT33一機当たり二千三百四十萬円、T34七百四十萬円、T6七百四十萬円でございまして、

○島村軍次君 今の数字は一機当りの……

○政府委員(北島武雄君) 年間維持費でございまして、

○島村軍次君 総維持費でございまして、

○政府委員(北島武雄君) さようでございますが、維持費を含めまして、

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○政府委員(久保盛夫君) 九年度の防衛年鑑に書いてあつたといふことですが、私、今手元にございませぬけれども、T34とT33について資料が出ておつたといふことですが、現状あるいは今後について各機種別に一人当りの年額がわかつておりましたらお示しを願ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十二分散会

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案（予備審査のための付託は三月七日）

四月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満州国日本人官吏の恩給に関する請願（第一〇八一号）

一、薪炭手当の立法化に関する請願（第一一一七号）

第一〇八一号 昭和三十一年三月二十六日受理

元満州国日本人官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市東七番丁

九三 前島昇

紹介議員 高橋進太郎君 三浦

義男君

元満州国（蒙疆及び北支を含む）日本人官吏（協和会職員及び軍人、軍属を含む）に対する現行恩給法の適用に関し、（一）元満州国日本人官吏として在職した年月数を公務員の在職年月数とみなして現行恩給法を適用すること、（二）元満州国日本人官吏として在職し、終戦後引き揚げた者は、日本内地・上陸の年月日を退職の時として在職年月数を算定すること、（三）元満州国日本人官吏として在職中公務のためにおれた者の遺族並びに退職者に対する遺族年金または傷病年金を復活すること、（四）現行恩給法上の受給既得権者には元満州国官吏在職年月数を加算し

て恩給年額金を改定すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一一一七号 昭和三十一年三月二十七日受理

薪炭手当の立法化に関する請願

請願者 新潟県議会議長 小笠

原九一

紹介議員 小柳 牧衛君

寒冷地における生活の現況にかんがみ、石炭手当の支給を受けない寒冷地在勤の公務員の生計費増加を補てんするため、これらの職員に対し薪炭手当を支給できるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局